

令和7年6月

第3回

横手市議会
定例会議案

令和7年第3回横手市議会6月定例会議案一覧表

(1) 報告第4号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第5号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第6号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第7号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 報告第8号	専決処分の報告について	9	～	10
(6) 報告第9号	専決処分の報告について	11	～	12
(7) 報告第10号	放棄した債権の報告について	13	～	14
(8) 報告第11号	令和6年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について	15	～	16
(9) 報告第12号	令和6年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	17	～	19
(10) 報告第13号	令和6年度横手市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	20	～	21
(11) 報告第14号	令和6年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	22	～	23
(12) 報告第15号	令和6年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	24	～	25
(13) 承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	26	～	58
(14) 承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	59	～	64
(15) 承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	65	～	66

予算書の頁

(16)	議案第51号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	67	～	73
(17)	議案第52号	横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	74	～	81
(18)	議案第53号	横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例	82	～	90
(19)	議案第54号	横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	91	～	93
(20)	議案第55号	横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例	94	～	96
(21)	議案第56号	横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例	97	～	99
(22)	議案第57号	第3次横手市総合計画基本構想について	100	～	111
(23)	議案第58号	財産の取得について(横手市天下森スキー場圧雪車 1台)			112
(24)	議案第59号	財産の取得について(除雪ドーザ 11t級(マルチプラウ付) 1台)			113
(25)	議案第60号	財産の取得について(除雪ドーザ 14t級(サイドスライドアングリングプラウ付) 1台)			114
(26)	議案第61号	財産の取得について(除雪ドーザ 11t級(サイドスライドアングリングプラウ付) 1台)			115
(27)	議案第62号	財産の取得について(除雪ドーザ 11t級(サイドスライドマルチプラウ付) 1台)			116
(28)	議案第63号	財産の取得について(高規格救急自動車 2台)			117
(29)	議案第64号	財産の取得について(高度救命処置用資機材)			118
(30)	議案第65号	財産の取得について(小型動力消防ポンプ 12台)			119

(31) 議案第66号	財産の取得について(横手市立体育館 スポーツ備品 (バスケットボール関連))	120
(32) 議案第67号	令和7年度横手市一般会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(33) 議案第68号	令和7年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(34) 議案第69号	令和7年度横手市介護保険特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(35) 議案第70号	令和7年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(36) 議案第71号	令和7年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(37) 議案第72号	令和7年度横手市病院事業会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(38) 議案第73号	令和7年度横手市水道事業会計補正予算(第1号)	予算書の頁

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月21日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年12月25日（水）午前4時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 311,003円 |

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月21日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年2月19日（水）午後2時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 9,240円 |

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年4月4日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | | |
|---|--------|--------------|---------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年1月19日（日） | 午後1時7分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 | |
| 3 | 相手方 | | |
| 4 | 事故の概要 | | |
| 5 | 損害賠償額 | 561,357円 | |

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月7日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年12月25日（水）午後3時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 336,589円 |

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出
横手市長 高 橋 大

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月8日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年2月27日（木）午後2時28分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 766,606円 |

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月9日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年4月23日（水）午前8時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 875,198円 |

報告第10号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

別紙

債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
国民健康保険被保険者返納金 (市民福祉部国保年金課)	188,100	1	1	第13条第1項第1号(生活困窮等) 放棄決定日:令和7年4月10日
放課後児童対策保護者負担金 (市民福祉部子育て支援課)	59,890	1	1	第13条第1項第3号(破産法等) 放棄決定日:令和7年4月11日

報告第11号

令和6年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和6年度横手市一般会計継続費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

令和6年度 横手市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	繰越金	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計					特 定 財 源			
											国 県 支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	大型公共施設 整備事業（横 手体育館）	9,726,784,000	6,898,435,000	1,162,747,500	8,061,182,500	1,170,735,500	6,890,447,000	6,890,447,000	190,047,000	3,127,000,000	3,573,400,000	
4	衛生費	2 清掃費	南東地区最終 処分場長寿命 化事業	195,000,000	156,000,000		156,000,000	91,546,000	64,454,000	64,454,000	64,454,000			
7	商工費	1 商工費	柳田工業団地 整備事業	606,100,000	242,440,000		242,440,000	96,976,000	145,464,000	145,464,000	145,464,000			
9	消防費	1 消防費	高機能消防指 令センター更 新事業	1,198,670,000	546,172,000		546,172,000	215,014,000	331,158,000	331,158,000	20,658,000		310,500,000	
10	教育費	2 小学校費	小学校長寿命 化対策事業 （醍醐小学 校）	336,209,000	100,863,000		100,863,000	11,873,000	88,990,000	88,990,000	6,790,000		82,200,000	
10	教育費	5 保健体育費	グリーンスタ ジアムよこて スコアボード 改修事業	261,142,000	203,691,000		203,691,000		203,691,000	203,691,000	11,091,000		192,600,000	

令和7年6月2日提出

横手市長 高 橋 大

報告第12号

令和6年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和6年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

令和6年度 横手市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	2 徴税费	地籍調査事業	30,136,000	30,136,000		22,603,000			7,533,000
2	総務費	2 徴税费	地籍調査事業（債務負担）	1,104,000	1,104,000		827,000			277,000
3	民生費	1 社会福祉費	低所得者生活支援事業（住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業（令和6年度国補正分））	250,529,000	36,617,070		32,407,070			4,210,000
3	民生費	2 児童福祉費	低所得者生活支援事業（住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業（令和6年度国補正こども加算分））	10,156,000	1,714,000		1,714,000			
4	衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	715,000	715,000		715,000			
4	衛生費	1 保健衛生費	斎場施設整備事業（西部斎場整備事業）	68,896,000	68,896,000			68,800,000		96,000
4	衛生費	2 清掃費	ペットボトル等処理施設整備事業	24,000,000	24,000,000		8,000,000	8,500,000		7,500,000
4	衛生費	3 水道費	上水道事業費（上水道事業繰出金）	33,100,000	33,100,000			33,100,000		
6	農林水産業費	1 農業費	農業経営支援事業（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）	134,440,000	132,227,000		132,227,000			
6	農林水産業費	1 農業費	作物振興事業（あきたの園芸省エネ化支援事業）	5,000,000	5,000,000		3,487,000			1,513,000
6	農林水産業費	1 農業費	作物振興事業（化学肥料低減機械等導入支援事業）	6,751,000	6,751,000		6,751,000			
6	農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）	5,739,000	5,739,000			5,400,000		339,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業水利施設整備事業（県営かんがい排水事業）	10,735,000	7,835,000			7,000,000		835,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業水利施設整備事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）	4,432,000	4,432,000			3,900,000		532,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業水利施設整備事業（団体営農業水路等長寿命化事業）	4,500,000	4,000,000		1,628,000	1,900,000	236,000	236,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業水利施設整備事業（県営小水力等発電施設整備事業）	166,000	166,000			100,000		66,000
6	農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業（県営ため池等整備事業）	6,160,000	6,160,000			5,500,000		660,000
6	農林水産業費	2 林業費	林道維持補修費（林道維持補修費（建築））	16,024,000	16,024,000		12,650,000	1,300,000		2,074,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳							
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源			
						国県支出金	地方債	その他				
6	農林水産業費	2	林業費	林道施設長寿命化事業	29,000,000	29,000,000		18,425,000			10,575,000	
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路維持管理費	144,000,000	144,000,000			127,000,000		17,000,000	
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路新設改良単独事業（くらしのインフラ整備事業）	57,771,000	36,700,000					36,700,000	
8	土木費	2	道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金等事業（道路）	5,000,000	343,000					343,000	
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路メンテナンス補助事業（橋りょう維持）	600,000	600,000		357,000			243,000	
8	土木費	3	河川費	急傾斜地崩壊対策事業	7,954,000	6,345,000			6,300,000		45,000	
8	土木費	4	都市計画費	地方街路整備事業（地方街路整備事業（八幡根岸線））	600,000	38,000					38,000	
8	土木費	4	都市計画費	社会資本総合整備事業（都市公園長寿命化対策事業）	31,000,000	31,000,000		15,000,000	15,000,000		1,000,000	
8	土木費	4	都市計画費	まちなか再生推進事業（市街地再開発対策費（横手駅東口第二地区））	45,576,000	45,576,000		31,228,000	13,600,000		748,000	
8	土木費	4	都市計画費	都市再生整備事業	293,557,000	210,426,000		83,750,000	74,200,000		52,476,000	
9	消防費	1	消防費	常備消防施設等整備事業	80,385,000	80,385,000		11,087,000	67,000,000		2,298,000	
9	消防費	1	消防費	地域防災緊急整備事業	18,045,000	18,045,000		8,838,000			9,207,000	
1	1	災害復旧費	1	農林水産業施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業（現年発生農地農業用施設災害復旧事業）	165,305,000	159,065,563		31,478,000	15,000,000	5,169,000	107,418,563
1	1	災害復旧費	1	農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業（現年発生林業施設災害復旧事業）	142,767,000	142,140,000		62,684,000	4,300,000		75,156,000
1	1	災害復旧費	1	農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業（令和5年発生林業施設災害復旧事業）	93,738,000	93,738,000		34,647,000	2,800,000		56,291,000
1	1	災害復旧費	2	公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（現年発生道路橋りょう災害復旧事業）	292,775,000	268,400,000		71,771,000	50,800,000		145,829,000
1	1	災害復旧費	2	公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業（現年発生河川災害復旧事業）	48,487,000	34,948,000		8,583,000	4,200,000		22,165,000

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

報告第13号

令和6年度横手市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度横手市病院事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

令和6年度 横手市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	過年度損益勘定留保資金			
1 市立横手病院 資本的支出	1 建設改良費	市立横手病院C棟給湯設備 熱源機更新工事	42,900,000	0	42,900,000	42,900,000	0	0	0	機器の納期に日数を要することになったため。

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

報告第14号

令和6年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度横手市水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

令和6年度 横手市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	出資金	企業債	損益勘定留保資金等			
1資本的支出	1建設改良費	都市計画道路八幡根岸線配水管布設替工事	34,000,000	0	34,000,000	0	0	34,000,000	0	0	0	関連工事(都市計画道路事業)が繰越となったため
1資本的支出	1建設改良費	山内黒沢地区水道施設改修工事	66,304,000	0	66,304,000	0	33,100,000	33,200,000	4,000	0	0	水道広域化事業の相手方である岩手県西和賀町との協議により、令和7年5月中の受水開始予定となったことから、関連工事を延期するため
1資本的支出	1建設改良費	雄物川浄水場整備事業配水池築造工事	515,180,000	0	515,180,000	136,010,000	0	379,000,000	170,000	0	0	配水池ピット部の掘削で生じた湧水処理対策に不測の日数を要したことから全体工程が遅延して降雪期に至り、配水池屋根の施工において品質及び安全性の確保が困難となったため。
1資本的支出	1建設改良費	公共堰堤改良事業(大松川ダム)負担金	2,386,000	799,350	1,586,150	0	0	0	1,586,150	500	0	県事業の一部が繰越となったため

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

報告第15号

令和6年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和6年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

令和6年度 横手市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	企業債(既収入)	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道建設負担金	35,165,000	6,765,000	28,400,000	0	28,300,000	35,000	65,000	0	0	県事業費の一部が繰越となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	県南地区広域汚泥資源化事業建設負担金	48,520,000	30,390,887	18,128,167	0	18,100,000	0	28,167	946	0	県事業費の一部が繰越となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	川西地区農業集落排水(強靱化)事業	190,000,000	0	190,000,000	89,500,000	100,500,000	0	0	0	0	機器製作に必要な部品等の納入に不測の日数を要したことにより製作期間に遅れが生じ当初工期内の完了が困難となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	上溝地区農業集落排水(強靱化)事業	348,138,000	0	348,138,000	124,500,000	223,500,000	0	138,000	0	0	機器製作に必要な部品等の納入に不測の日数を要したことにより製作期間に遅れが生じ当初工期内の完了が困難となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	農業集落排水施設維持管理適正化計画策定	4,287,000	0	4,287,000	4,287,000	0	0	0	0	0	国の補正予算の交付金事業として未契約で繰越することとなったため
1 資本的支出	1 建設改良費	大森浄化センター外構工事	1,518,000	0	1,518,000	0	0	0	1,518,000	0	0	既設側溝が再利用できる状態になく工法を変更したため。

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

横手市市税賦課徴収条例及び横手市入湯税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第5号

専 決 処 分 書

横手市市税賦課徴収条例及び横手市入湯税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

横手市市税賦課徴収条例及び横手市入湯税条例の一部を改正する条例

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 横手市市税賦課徴収条例（平成17年横手市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2～9 [略] 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第2条第15項</u> に規定する法人番号をいう。	(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2～9 [略] 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第2条第16項</u> に規定する法人番号をいう。

以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日
その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第
4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の
3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、
当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに
次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなけ
ればならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書
類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固
定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に
規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同
じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、
住所及び氏名又は名称)

以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日
その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第
4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の
3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、
当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに
次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなけ
ればならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書
類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固
定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に
規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同
じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、
住所及び氏名又は名称)

(2) ~ (4) [略]

2 [略]

(種別割の課税免除)

第81条の3 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税の種別割を課さない。

(1) 商用であって使用しない軽自動車等

(2) [略]

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、

(2) ~ (4) [略]

2 [略]

(種別割の課税免除)

第81条の3 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税の種別割を課さない。

(1) 商品であって使用しない軽自動車等

(2) [略]

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、

0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長

0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長

に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所及び事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) ・ (4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) ～ (8)

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所及び事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) ・ (4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6) ～ (8)

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報

理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ~ (4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに
運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [略]

3 [略]

をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ~ (4) [略]

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号の免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 [略]

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ・ (3) [略]

3 [略]

5 [略]

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ・ (3) [略]

3 [略]

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～22 [略]

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～22 [略]

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27・28 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～13 [略]

14 [略]

15 [略]

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の3第1項(同条第2項におい

第10条の3 [略]

2～13 [略]

14 前項の規定にかかわらず、市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、同条第1項の規定を適用することができる。

15 [略]

16 [略]

て準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)については、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することがで

きない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並び

にその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和7年改正前の法」という。）第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法

課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について令

第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.

和7年改正前の法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.

7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第2条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項</p>

及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所

及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所

得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受け

得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利

ようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した

活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した

申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）を

申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）を

いう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

いう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

第3条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1</u> <u>項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項に</u> <u>おいて「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第</u> <u>92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2</u> <u>の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この</u> <u>条において同じ。))に係る第94条第1項の製造たばこの本</u> <u>数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号</u> <u>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した</u> <u>紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。</u> <u>以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとす</u> <u>る。</u></p>

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2

の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

第4条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、横手市公告式条例（平成17年横手市条例第3号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を横手市公告式条例（平成17年横手市条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ</u></p>

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

る状態に置く措置をとることによってするものとする。

(納税証明事項)

第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(横手市入湯税条例の一部改正)

第5条 横手市入湯税条例（平成17年横手市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第10条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにそ</p>	<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第10条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにそ</p>

の旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) ・ (3) [略]

の旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) ・ (3) [略]

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定及び附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 第3条の規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第4条の規定及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）

附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の横手市市税賦課徴収条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の横手市市税賦課徴収条例（以下この条において「新条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、

1号施行日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の横手市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課し、又は課すべきであった加熱式たばこ（第3条の規定による改正後の横手市市税賦課徴収条例（以下この条において「新条例」という。）附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、横手市市税賦課徴収条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 横手市市税賦課徴収条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第

16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて得た製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて得た製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(公示送達に関する経過措置)

第6条 第4条の規定による改正後の横手市市税賦課徴収条例第18条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にする公示送達については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第6号

専 決 処 分 書

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険税条例（平成17年横手市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p>

4 [略]

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に

4 [略]

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に

10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2・3 [略]

10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2・3 [略]

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の横手市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

令和6年度横手市一般会計補正予算(第13号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第7号

専 決 処 分 書

令和6年度横手市一般会計補正予算(第13号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

令和6年度横手市一般会計補正予算（第13号）

令和6年度横手市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,553,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更・廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月31日専決
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		603,500	19,775	623,275
	1 地方揮発油譲与税	140,000	△3,310	136,690
	2 自動車重量譲与税	400,000	18,311	418,311
	3 森林環境譲与税	63,500	4,774	68,274
3 利子割交付金		5,000	△2,283	2,717
	1 利子割交付金	5,000	△2,283	2,717
4 配当割交付金		15,000	18,121	33,121
	1 配当割交付金	15,000	18,121	33,121
5 株式等譲渡所得割交付金		15,000	36,244	51,244
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	36,244	51,244
6 法人事業税交付金		156,000	10,606	166,606
	1 法人事業税交付金	156,000	10,606	166,606
7 地方消費税交付金		2,300,000	△17,135	2,282,865
	1 地方消費税交付金	2,300,000	△17,135	2,282,865
8 ゴルフ場利用税交付金		6,000	△34	5,966
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	△34	5,966
9 環境性能割交付金		38,000	6,412	44,412
	1 環境性能割交付金	38,000	6,412	44,412

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		370,001	25,671	395,672
	1 地方特例交付金	370,000	22,510	392,510
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	3,161	3,162
11 地方交付税		20,355,389	1,712,910	22,068,299
	1 地方交付税	20,355,389	1,712,910	22,068,299
12 交通安全対策特別交付金		12,000	△5,288	6,712
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	△5,288	6,712
15 国庫支出金		10,415,417	239,214	10,654,631
	2 国庫補助金	5,694,781	239,214	5,933,995
17 財産収入		117,320	371	117,691
	1 財産運用収入	65,017	371	65,388
18 寄附金		561,314	5,255	566,569
	1 寄附金	561,314	5,255	566,569
19 繰入金		6,613,118	△1,948,577	4,664,541
	2 基金繰入金	5,964,764	△1,948,577	4,016,187
21 諸収入		2,086,704	△1,462	2,085,242
	5 雑入	749,399	△1,462	747,937
22 市債		9,353,845	△178,400	9,175,445
	1 市債	9,353,845	△178,400	9,175,445

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	68,632,400	△78,600	68,553,800

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,672,748	△1,500	15,671,248
	2 児童福祉費	5,845,389	△1,500	5,843,889
7 商工費		3,361,143	△40,000	3,321,143
	1 商工費	3,361,143	△40,000	3,321,143
12 公債費		7,172,307	△86,948	7,085,359
	1 公債費	7,172,307	△86,948	7,085,359
13 諸支出金		2,069,225	49,848	2,119,073
	1 基金費	2,069,225	49,848	2,119,073
歳出	合計	68,632,400	△78,600	68,553,800

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）	5,639	農業生産基盤整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）	5,739

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化槽整備助成事業	10,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	9,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
西部斎場整備事業	156,500				156,300			
ペットボトル等処理施設整備事業	13,200				12,900			
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	13,000				12,900			
県営小水力等発電施設整備事業	900				1,100			
林道維持補修事業	10,300				10,200			
地域総合整備資金貸付事業	520,000				480,000			
くらしのインフラ整備事業	433,700				430,700			
道路施設排水対策事業	42,500				39,200			
社会資本整備総合交付金等事業（道路）	263,600				262,600			

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
克雪施設改修事業	86,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	85,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
高機能消防指令センター更新 事業	519,000				514,700			
小学校長寿命化対策事業	927,900				927,800			
農地農業施設災害復旧事業	47,900				15,900			
林業施設災害復旧事業	74,100				7,100			
道路災害復旧事業	75,500				55,900			
河川災害復旧事業	12,600				7,300			

廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
ひとり親家庭等住宅整備事業	1,500	借入の実績がなかったことによる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	603,500	19,775	623,275
3 利子割交付金	5,000	△2,283	2,717
4 配当割交付金	15,000	18,121	33,121
5 株式等譲渡所得割交付金	15,000	36,244	51,244
6 法人事業税交付金	156,000	10,606	166,606
7 地方消費税交付金	2,300,000	△17,135	2,282,865
8 ゴルフ場利用税交付金	6,000	△34	5,966
9 環境性能割交付金	38,000	6,412	44,412
10 地方特例交付金	370,001	25,671	395,672
11 地方交付税	20,355,389	1,712,910	22,068,299
12 交通安全対策特別交付金	12,000	△5,288	6,712
15 国庫支出金	10,415,417	239,214	10,654,631
17 財産収入	117,320	371	117,691
18 寄附金	561,314	5,255	566,569
19 繰入金	6,613,118	△1,948,577	4,664,541
21 諸収入	2,086,704	△1,462	2,085,242
22 市債	9,353,845	△178,400	9,175,445
計	68,632,400	△78,600	68,553,800

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	14,185,217	0	14,185,217	△23,000			△1,462	24,462
3 民生費	15,672,748	△1,500	15,671,248			△1,500		
4 衛生費	5,952,320	0	5,952,320			△1,000		1,000
6 農林水産業費	3,026,754	0	3,026,754					
7 商工費	3,361,143	△40,000	3,321,143			△40,000		
8 土木費	7,477,314	0	7,477,314	262,214		△7,600		△254,614
9 消防費	2,571,064	0	2,571,064			△4,300		4,300
10 教育費	5,697,172	0	5,697,172			△100	1,000	△900
11 災害復旧費	938,049	0	938,049			△123,900		123,900
12 公債費	7,172,307	△86,948	7,085,359					△86,948
13 諸支出金	2,069,225	49,848	2,119,073				371	49,477
計	68,632,400	△78,600	68,553,800	239,214		△178,400	△91	△139,323

2. 歳入

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	140,000	△3,310	136,690	1 地方揮発油譲与税	△3,310	地方揮発油譲与税 △3,310
計	140,000	△3,310	136,690			

2 款 地方譲与税

2 項 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	400,000	18,311	418,311	1 自動車重量譲与税	18,311	自動車重量譲与税 18,311
計	400,000	18,311	418,311			

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	63,500	4,774	68,274	1 森林環境譲与税	4,774	森林環境譲与税 4,774
計	63,500	4,774	68,274			

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	5,000	△2,283	2,717	1 利子割交付金	△2,283	利子割交付金 △2,283
計	5,000	△2,283	2,717			

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	15,000	18,121	33,121	1 配当割交付金	18,121	配当割交付金 18,121
計	15,000	18,121	33,121			

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	36,244	51,244	1 株式等譲渡所得割交付金	36,244	株式等譲渡所得割交付金 36,244
計	15,000	36,244	51,244			

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	156,000	10,606	166,606	1 法人事業税交付金	10,606	法人事業税交付金 10,606
計	156,000	10,606	166,606			

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	2,300,000	△17,135	2,282,865	1 地方消費税交付金	△17,135	地方消費税交付金 △530 地方消費税交付金 (社会保障財源分) △16,605
計	2,300,000	△17,135	2,282,865			

8 款 ゴルフ場利用税交付金

1 項 ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	△34	5,966	1 ゴルフ場利用税交付金	△34	ゴルフ場利用税交付金 △34
計	6,000	△34	5,966			

9 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	38,000	6,412	44,412	1 環境性能割交付金	6,412	環境性能割交付金 6,412
計	38,000	6,412	44,412			

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	370,000	22,510	392,510	1 地方特例交付金	22,510	住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金 6,243 定額減税減収補填特例交付金 16,267
計	370,000	22,510	392,510			

10 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	3,161	3,162	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,161	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 3,161

10 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1	3,161	3,162			

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	20,355,389	1,712,910	22,068,299	1 地方交付税	1,712,910	特別交付税 1,712,910
計	20,355,389	1,712,910	22,068,299			

12 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	12,000	△5,288	6,712	1 交通安全対策特別交付金	△5,288	交通安全対策特別交付金 △5,288
計	12,000	△5,288	6,712			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 土木費国庫補助金	3,813,049	239,214	4,052,263	1 道路橋りょう 費補助金	262,214	臨時道路除雪事業費補助金 250,000 社会資本整備総合交付金(道路除雪) 12,214
				3 都市計画費補 助金	△23,000	社会資本整備総合交付金(防災・安全) △23,000
計	5,694,781	239,214	5,933,995			

17 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	23,116	371	23,487	1 利子及び配当 金	371	基金利子 371
計	65,017	371	65,388			

18 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	724	3,003	3,727	1 一般寄附金	3,003	一般寄附金 3,003
3 教育費寄附金	160	106	266	1 教育費寄附金	106	教育費寄附金 106
5 地方創生応援寄附金	400	1,000	1,400	1 地方創生応援 寄附金	1,000	地方創生応援寄附金 1,000

18 款 寄附金

1 項 寄附金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 商工費寄附金	0	1,146	1,146	1 商工費寄附金	1,146	商工費寄附金 1,146
計	561,314	5,255	566,569			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	4,098,165	△1,746,423	2,351,742	1 財政調整基金繰入金	△1,746,423	財政調整基金繰入金 △1,746,423
3 ふるさと応援基金繰入金	246,923	△15,000	231,923	1 ふるさと応援基金繰入金	△15,000	ふるさと応援基金繰入金 △15,000
5 公共施設等総合管理推進基金繰入金	500,000	△187,154	312,846	1 公共施設等総合管理推進基金繰入金	△187,154	公共施設等総合管理推進基金繰入金 △187,154
計	5,964,764	△1,948,577	4,016,187			

21 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	419,949	△1,462	418,487	1 雑入	△1,462	自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業費補助金 △1,462

21 款 諸収入
5 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	749,399	△1,462	747,937			

22 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生債	39,400	△1,500	37,900	1 児童福祉事業債	△1,500	ひとり親家庭等住宅整備事業 △1,500
3 衛生債	262,300	△1,000	261,300	1 保健衛生事業債	△700	過疎対策事業債 △700
				2 清掃事業債	△300	合併特例債 △300
4 農林水産業債	176,600	0	176,600	1 農業事業債	100	公共事業等債 200 一般補助施設整備等事業債 △100
				2 林業事業債	△100	過疎対策事業債 △100
5 商工債	891,600	△40,000	851,600	1 商工事業債	△40,000	地域総合整備資金貸付事業債 △40,000
6 土木債	1,203,900	△7,600	1,196,300	1 道路整備事業債	△7,600	緊急自然災害防止対策事業債 △6,600 公共事業等債 △1,000
7 消防債	706,100	△4,300	701,800	1 消防事業債	△4,300	緊急防災・減災事業債 △100 合併特例債 △4,200
8 教育債	1,947,200	△100	1,947,100	1 学校教育事業債	△100	合併特例債 △100

22 款 市債

1 項 市債

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 災害復旧債	210,100	△123,900	86,200	1 農林水産業施設災害復旧事業債	△99,000	災害復旧事業債 △99,000
				2 公共土木施設災害復旧事業債	△24,900	災害復旧事業債 △24,900
計	9,353,845	△178,400	9,175,445			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
7企画費	7,449,453	0	7,449,453	△23,000		△1,462	24,462		大型公共施設整備事業 財源振替	
計	13,283,377	0	13,283,377	△23,000		△1,462	24,462			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1児童福祉総務費	1,244,436	△1,500	1,242,936		△1,500			20貸付金	△1,500	ひとり親家庭支援事業 △1,500
計	5,845,389	△1,500	5,843,889		△1,500					

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
7環境衛生費	79,385	0	79,385		△500		500		浄化槽設置整備事業 財源振替	
11斎場施設費	244,482	0	244,482		△200		200		斎場施設整備事業 財源振替	
計	3,230,457	0	3,230,457		△700		700			

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2塵芥処理費	1,166,589	0	1,166,589		△300		300		ペットボトル等処理施設整備事業 財源振替	
計	1,555,916	0	1,555,916		△300		300			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
8農地費	886,059	0	886,059		100		△100		農業水利施設整備事業 財源振替	
計	2,732,371	0	2,732,371		100		△100			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2林業振興費	216,245	0	216,245		△100		100		林道維持補修費 財源振替	
計	294,383	0	294,383		△100		100			

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振興費	2,441,734	△40,000	2,401,734		△40,000			20 貸付金	△40,000	地域総合整備資金貸付事業 △40,000
計	3,361,143	△40,000	3,321,143		△40,000					

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 道路新設改良費	1,258,040	0	1,258,040		△7,300		7,300			道路新設改良単独事業 財源振替 社会資本整備総合交付金等事業 (道路) 財源振替
5 雪対策費	2,931,460	0	2,931,460	262,214	△300		△261,914			道路等除雪費 財源振替 克雪施設(流雪溝・消雪パイプ・ 消融雪溝等)管理費 財源振替
計	5,270,633	0	5,270,633	262,214	△7,600		△254,614			

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	2,226,437	0	2,226,437		△4,300		4,300			常備消防施設等整備事業 財源振替

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	2,571,064	0	2,571,064		△4,300		4,300			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	787,676	0	787,676			1,000	△1,000	奨学金返還支援事業 財源振替		
計	944,704	0	944,704			1,000	△1,000			

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	1,413,222	0	1,413,222		△100		100	小学校長寿命化対策事業 財源振替		
計	1,491,096	0	1,491,096		△100		100			

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業施設災害復旧費	211,922	0	211,922		△32,000		32,000		農地農業用施設災害復旧事業 財源振替	
2 林業施設災害復旧費	321,600	0	321,600		△67,000		67,000		林業施設災害復旧事業 財源振替	
計	533,522	0	533,522		△99,000		99,000			

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋りょう災害復旧費	339,510	0	339,510		△19,600		19,600		道路橋りょう災害復旧事業 財源振替	
2 河川災害復旧費	58,331	0	58,331		△5,300		5,300		河川災害復旧事業 財源振替	
計	404,526	0	404,526		△24,900		24,900			

12 款 公債費

1 項 公債費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1元金	6,911,677	△53,802	6,857,875				△53,802	22償還金、利子及び割引料	△53,802	公債償還元金 △53,802
2利子	260,629	△33,146	227,483				△33,146	22償還金、利子及び割引料	△33,146	公債償還利子 △33,146
計	7,172,307	△86,948	7,085,359				△86,948			

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1財政調整基金費	1,627,525	44,409	1,671,934			371	44,038	24積立金	44,409	財政調整基金積立金 44,409
3目的基金費	270,481	5,439	275,920				5,439	24積立金	5,439	森林環境基金積立金 5,439
計	2,069,225	49,848	2,119,073			371	49,477			

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	8,548,600	△ 13,000	8,535,600	4,966,723	△ 47,344	4,919,379	51,319,446	34,344	51,353,790
(1)総 務	3,843,000		3,843,000	809,065	△ 4,996	804,069	10,452,639	4,996	10,457,635
(2)民 生	37,900		37,900	305,390	△ 691	304,699	2,035,572	691	2,036,263
(3)衛 生	262,300	△ 1,000	261,300	667,155	△ 3,301	663,854	6,546,561	2,301	6,548,862
(5)農林水産	176,600		176,600	500,452	△ 9,439	491,013	4,593,702	9,439	4,603,141
(7)土 木	1,203,900	△ 7,600	1,196,300	1,188,984	△ 4,454	1,184,530	11,479,198	△ 3,146	11,476,052
(8)消 防	706,100	△ 4,300	701,800	308,594	△ 2,144	306,450	2,461,612	△ 2,156	2,459,456
(9)教 育	1,947,200	△ 100	1,947,100	1,049,961	△ 22,319	1,027,642	12,527,691	22,219	12,549,910
2. 災害復旧債	210,100	△ 123,900	86,200	44,266	△ 947	43,319	417,770	△ 122,953	294,817
(1)農林水産	122,000	△ 99,000	23,000	4,815	△ 2,681	2,134	124,795	△ 96,319	28,476
(2)土 木	88,100	△ 24,900	63,200	39,451	1,734	41,185	292,975	△ 26,634	266,341
3. そ の 他	595,145	△ 41,500	553,645	1,900,688	△ 5,511	1,895,177	15,032,990	△ 35,989	14,997,001
(1)転貸債	521,500	△ 41,500	480,000	97,888	5,328	103,216	890,404	△ 46,828	843,576
(4)臨時財政対策債	73,645		73,645	1,772,722	△ 10,839	1,761,883	14,044,914	10,839	14,055,753
合 計	9,353,845	△ 178,400	9,175,445	6,911,677	△ 53,802	6,857,875	66,770,206	△ 124,598	66,645,608

議案第51号

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正、かつ、<u>確実に実施され</u>、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ<u>確実に実施され</u>、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者</p>

に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び

適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たす

責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保

と市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

育事業A型事業者等という。)

(2) [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

附 則

第1条～第4条 [略]

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しな

(2) [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

附 則

第1条～第4条 [略]

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しな

いことができる。

いことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条</u>、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則<u>第4項</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校におい</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条第1項</u>、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則<u>第3項</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学</p>

て行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) [略]
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児

校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
- (2) [略]
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児

に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第

事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる

1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

(2) [略]

4 [略]

5 [略]

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第 7 条 [略]

附 則

1・2 [略]

場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等

(2) [略]

6 [略]

7 [略]

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第 7 条 [略]

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は行わなければならない。

附 則

1・2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育所事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育所事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 [略]
6 [略]
7 [略]
8 [略]
9 [略]
10 [略]

4 [略]
5 [略]
6 [略]
7 [略]
8 [略]
9 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

光熱水費及び共用費に関し入居者の実費負担とするため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例

第1条 横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例（平成17年横手市条例第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後				
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）				
1 [略]			1 [略]				
			備考 この表において、「対象収入額」とは、 <u>前年の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料、医療費その他の必要経費を控除した後の額をいう。</u>				
2 光熱水費及び共用費			2 光熱水費及び共用費				
区分		単位	負担額	区分		単位	負担額
光熱水 費	居室電気料	<u>1人1月につき</u>	<u>実費</u>	光熱水 費	上水道料	1人1月につき	<u>1,560円を上</u>
	上水道料	1人1月につき	<u>1,300円</u>				<u>限とし、市長</u>
							<u>が別に定める</u>

下水道料	1人1月につき	800円
燃料費	5月から10月まで1人1月につき	2,000円
	11月から4月まで1人1月につき	5,500円
共用費	1人1月につき	2,000円

		額
下水道料	1人1月につき	960円を上限とし、市長が別に定める額
燃料費	5月から10月まで1人1月につき	2,400円を上限とし、市長が別に定める額
	11月から4月まで1人1月につき	6,600円を上限とし、市長が別に定める額
共用費	1人1月につき	2,400円を上限とし、市長が別に定める額

備考 この表において、「対象収入額」とは、前年の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費の

額を控除した額をいう。

第2条 横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1 [略]				1 [略]			
2 光熱水費及び共用費				2 光熱水費及び共用費			
区分		単位	負担額	区分		単位	負担額
光熱水 費	上水道料	1人1月につき	<u>1,560円</u> を上限とし、市長が別に定める額	光熱水	上水道料	1人1月につき	<u>1,820円</u> を上限とし、市長が別に定める額
	下水道料	1人1月につき	<u>960円</u> を上限とし、市長が別に定める額		下水道料	1人1月につき	<u>1,120円</u> を上限とし、市長が別に定める額
	燃料費	5月から10月まで1人1月につき	<u>2,400円</u> を上限とし、市長が別に定める額		燃料費	5月から10月まで1人1月につき	<u>2,800円</u> を上限とし、市長が別に定める額

		限とし、市長 が別に定める 額			限とし、市長 が別に定める 額
	11月から4月まで1人1月につき	<u>6,600円</u> を上 限とし、市長 が別に定める 額		11月から4月まで1人1月につき	<u>7,700円</u> を上 限とし、市長 が別に定める 額
共用費	1人1月につき	<u>2,400円</u> を上 限とし、市長 が別に定める 額	共用費	1人1月につき	<u>2,800円</u> を上 限とし、市長 が別に定める 額

第3条 横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
1 [略]	1 [略]
2 光熱水費及び共用費	2 光熱水費及び共用費

区分		単位	負担額
光熱水 費	上水道料	1人1月につき	<u>1,820円</u> を上限とし、市長が別に定める額
	下水道料	1人1月につき	<u>1,120円</u> を上限とし、市長が別に定める額
	燃料費	5月から10月まで1人1月につき	<u>2,800円</u> を上限とし、市長が別に定める額
		11月から4月まで1人1月につき	<u>7,700円</u> を上限とし、市長が別に定める額
共用費		1人1月につき	<u>2,800円</u> を上限とし、市長

区分		単位	負担額
光熱水 費	上水道料	1人1月につき	<u>2,080円</u> を上限とし、市長が別に定める額
	下水道料	1人1月につき	<u>1,280円</u> を上限とし、市長が別に定める額
	燃料費	5月から10月まで1人1月につき	<u>3,200円</u> を上限とし、市長が別に定める額
		11月から4月まで1人1月につき	<u>8,800円</u> を上限とし、市長が別に定める額
共用費		1人1月につき	<u>3,200円</u> を上限とし、市長

	が別に定める額		が別に定める額
--	---------	--	---------

第4条 横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者負担金)</p> <p>第3条 入居者負担金（以下「負担金」という。）は、<u>別表に定める利用者負担基準額、光熱水費及び共用費の合計額とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>入居者が月の初日から1月の間入院又は旅行その他の理由により支援ハウスを利用しなかった場合は、別表中2に定める額は、前項の規定にかかわらず、当該負担金とはしないものとする。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p><u>1 利用者負担基準額</u></p>	<p>(入居者負担金)</p> <p>第3条 入居者負担金（以下「負担金」という。）は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第3条関係）</p>

[表略]

2 光熱水費及び共用費

区分		単位	負担額
光熱水 費	上水道料	1人1月につき	2,080円を上 限とし、市長 が別に定める 額
	下水道料	1人1月につき	1,280円を上 限とし、市長 が別に定める 額
	燃料費	5月から10月まで1人1月につき	3,200円を上 限とし、市長 が別に定める 額
		11月から4月まで1人1月につき	8,800円を上 限とし、市長 が別に定める 額

[表略]

共用費	1人1月につき	3,200円を上限とし、市長が別に定める額
-----	---------	-----------------------

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年11月1日から、第3条の規定は令和9年11月1日から、第4条の規定は令和10年11月1日から施行する。

議案第54号

横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の改正に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

横手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年横手市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 横手市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> [略]</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 横手市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

市営住宅等の連帯保証人の要件の緩和を図るため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例

横手市営住宅管理条例（平成17年横手市条例第254号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人<u>2人</u>の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(期間通算)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 市長が第32条の規定による申出をした者を市営住宅<u>立替</u>事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第23条から前条までの規定の適用については、その者</p>	<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(期間通算)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 市長が第32条の規定による申出をした者を市営住宅<u>建替</u>事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第23条から前条までの規定の適用については、その者</p>

が当該市営住宅立替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市営住宅管理条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の入居者として決定した入居決定者から適用し、同日前に決定した入居決定者については、なお従前の例による。

議案第56号

横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

市営住宅等の連帯保証人の要件の緩和を図るため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

横手市特定公共賃貸住宅管理条例（平成17年横手市条例第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(住宅入居の手続) 第9条 特定住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 連帯保証人 <u>2人</u> の連署する請書を提出すること。 （2） [略] 2～6 [略]	(住宅入居の手続) 第9条 特定住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 連帯保証人の連署する請書を提出すること。 （2） [略] 2～6 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市特定公共賃貸住宅管理条例第9条の規定は、この条例の施行の日

以後に特定住宅の入居者として決定した入居決定者から適用し、同日前に決定した入居決定者については、なお従前の例による。

議案第 57 号

第 3 次横手市総合計画基本構想について

第 3 次横手市総合計画基本構想を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 2 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市自治基本条例（平成 25 年条例第 19 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

第3次横手市総合計画

基本構想

(令和8年度～令和17年度)

- 第1章 まちの将来像
- 第2章 基本目標と政策、施策
- 第3章 「基本構想・基本計画」体系図

時代を受け継ぎ 磨き上げ

凛々しく羽ばたくまち よこて

当市は、豊かな自然に恵まれ、交通の要衝、農作物の宝庫、産業の集積地、文化の交流地点として、確かな歴史を紡いできました。この横手市が、この先も魅力にあふれ、きらりと光る都市であり続けるには、先人達の努力と熱意により切り拓かれ、継承されてきた知恵や技術、文化などを市民一人ひとりが認識し深く感謝するとともに、受け継ぎ、磨き上げ、さらに次代へつないでいくという気概をもつことが大切です。

この将来像には、「横手市に関わる全ての方が一丸となり、歴史や文化をはじめ、日々の生活の中にもある悠久の宝を誇りに思いながら、今を生きる私たちがさらに磨き上げることに挑戦する。10年先、20年先も存在感を放ち続けながら、力強く凛々しい横手市として羽ばたきたい。」という願いを込めています。

横手市を我々の時代で更により良いまちとし、未来へ発展的につないでいくため、市民や団体、企業など、横手市に関わる全ての方が一体となり、創意工夫を加えながらまちづくりにチャレンジし、東北の地で凛々しく羽ばたくまちを目指します。

第2章 基本目標と政策、施策

まちの将来像の実現に向けて、横手市が目指す7つのまちづくりの方向を『基本目標』として掲げます。また、基本目標実現のため、それぞれの目標ごとに政策と施策を定めます。

基本目標1 <健康福祉> 共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり

急速に進む社会変化に対応するためには、市民一人ひとりが「支える側」と「支えられる側」という関係を越えて、地域をともにつukっていく「地域共生社会」を実現することが大切です。

子どもや高齢者、障がいのある方など、全ての方が健康で自分らしく生き生きと、地域のつながりの中で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

政策1

みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます

- 施策1-1 子どもが生まれ健やかに育つ環境づくりの推進
- 施策1-2 健康づくりと地域医療の充実
- 施策1-3 高齢者福祉の向上と生きがいづくりの推進
- 施策1-4 安心して生活できる障がい者（児）福祉の充実
- 施策1-5 生活に困難を抱える人への自立支援の推進
- 施策1-6 支え合いによる地域共生社会の実現

基本目標 2 <教育文化>

豊かに学びみんなが輝くまちづくり

当市には豊かな自然や文化、産業など、学ぶべき資源が多くあります。地域社会や経済活動の維持・向上、伝統文化の保全などを図るためには、市民が自ら学び、地域の良さに触れ、たくましさを培いながら、人が育つ環境を整えていく必要があります。

学校教育はもとより、スポーツや芸術文化をはじめとした様々な学びの活動をより充実させ、市民の心と暮らしを豊かにするとともに、スポーツイベントなどの実施により、交流人口の拡大や地域の活性化を図ります。

政策 2

豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます

- 施策 2-1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実
- 施策 2-2 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実
- 施策 2-3 スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化
- 施策 2-4 心を豊かにする生涯学習の推進
- 施策 2-5 横手の風土に育まれた伝統文化の継承

基本目標3 <生活環境>

自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり

すべての市民が快適な環境で暮らし、心豊かに生活できることは活力ある地域社会を築くための源です。当市には恵まれた自然環境や暮らしやすい住環境があり、この環境を次世代に引き継いでいくためには、ここでの暮らしに誇りをもち、更に美しく豊かに発展させていく必要があります。

そのために、防災・防犯対策を充実させるとともに、空き家対策や交通安全対策の推進により、安全で安心な暮らしを実感できるまちを目指します。また、環境に配慮した施策に取り組み、市民意識の高揚を図るとともに、循環型社会の構築を推進します。

政策3

自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます

施策3-1 安全で暮らしやすい環境の整備

施策3-2 豊かな自然環境の保全と安全で安心な生活環境の形成

施策3-3 災害に強い体制の整備

施策3-4 循環型社会の確立と環境保全の推進

基本目標4 <産業振興>

活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり

人材不足が加速する中で、担い手を育成する必要があるほか、競争力を高めていく必要があります。

横手市がもつ豊かで多様な地域資源を生かしつつ、その魅力を広く発信しながら各産業における人材の確保・育成を図り活力ある産業の振興を図ります。また、産学官金の連携※により、生産性の向上と新たな価値を創出することのできる仕組みづくりを進め、まちの活力の源である各産業の持続的発展を支援します。

※「産学官金連携」とは、企業（産）が、高度な専門知識をもつ大学等（学）や行政（官）、金融機関（金）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ることです。

政策4

人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

施策4-1 農林業の持続的発展

施策4-2 活気ある商業の振興

施策4-3 活力ある工業の振興

施策4-4 地域資源を生かした観光・物産振興

施策4-5 魅力ある企業の育成と雇用機会の拡大

基本目標5 <建設交通> 四季を通じ暮らしやすいまちづくり

四季を通じ、安全・安心な暮らしを実現するためには、良好な住環境の形成と社会基盤の整備が必要です。

道路、公園、上下水道、住宅等快適な暮らしを支える生活基盤の整備を計画的に進めるとともに、市民の利用しやすい公共交通体系の充実と利用促進を図ります。

また、災害などのリスクに強いまちづくりを推進します。

政策5

地域の特徴を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます

- 施策5-1 雪国の安全・安心な暮らしの実現
- 施策5-2 道路環境の充実と道路ネットワークの強化
- 施策5-3 公共交通の充実と利用の促進
- 施策5-4 地域特性を生かした快適な居住環境の形成
- 施策5-5 安全安心な水道水の供給と快適な生活環境を守る下水の適正処理
- 施策5-6 公園環境の魅力向上

基本目標 6 <市民協働>

市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり

地域活動の衰退が懸念される中、市民一人ひとりの学びや活動を地域づくりにつなげる必要があります。

「まちづくりの主人公は市民」という大原則の下、当市に関わるすべての人々の参画と協働によるまちづくりを進め、誰もが活躍できる社会の実現を目指します。

また、市内外へ当市の魅力を発信し、若い世代の移住・定住を促進するとともに、他自治体との交流や公民連携を進め、市民の当市への誇りの醸成と地域活性化を図ります。

政策 6

市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます

施策 6-1 地域コミュニティの活性化

施策 6-2 情報共有環境の充実と迅速な情報発信

施策 6-3 市内外との交流連携の推進

基本目標7 <行政経営> 市民から信頼される質の高い行政経営

社会構造の変化、さらには価値観やライフスタイルの多様化などにより行政ニーズが複雑化しています。適切に対応し、質の高い行政サービスを提供していくため、分野横断的な行政経営を推進します。

また、行財政改革の取組を継続し、歳入確保や歳出抑制、公共施設の再編などによる強固な財政基盤の構築と、行政課題に的確に対応できる横断的な組織機構と戦略的な人材育成などにより、組織運営体制の更なる充実を図ります。

政策7 横手を思い、市の繁栄を実現させる創造的な行政経営を進めます

- 施策7-1 効率的な成果重視の行政経営の推進
- 施策7-2 健全な財政運営の推進
- 施策7-3 人材育成と人材活用による組織力の向上

基本構想

将来像

基本目標

時代を受け継ぎ

磨き上げ

凛々しく羽ばたくまち

よこて

基本目標 1 <健康福祉>

共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり

基本目標 2 <教育文化>

豊かに学びみんなが輝くまちづくり

基本目標 3 <生活環境>

自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり

基本目標 4 <産業振興>

活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり

基本目標 5 <建設交通>

四季を通じ暮らしやすいまちづくり

基本目標 6 <市民協働>

市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり

基本目標 7 <行政経営>

市民から信頼される質の高い行政経営

基本計画

政策	施策
<p>政策 1 みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます</p>	<p>施策 1-1 こどもが生まれ健やかに育つ環境づくりの推進 施策 1-2 健康づくりと地域医療の充実 施策 1-3 高齢者福祉の向上による生きがいづくりの推進 施策 1-4 安心して生活できる障がい者（児）福祉の充実 施策 1-5 生活に困難を抱える人への自立支援の推進 施策 1-6 支え合いによる地域共生社会の実現</p>
<p>政策 2 豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます</p>	<p>施策 2-1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実 施策 2-2 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実 施策 2-3 スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化 施策 2-4 心を豊かにする生涯学習の推進 施策 2-5 横手の風土に育まれた伝統文化の継承</p>
<p>政策 3 自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます</p>	<p>施策 3-1 安全で暮らしやすい環境の整備 施策 3-2 豊かな自然環境の保全と安全で安心な生活環境の形成 施策 3-3 災害に強い体制の整備 施策 3-4 循環型社会の確立と環境保全の推進</p>
<p>政策 4 人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります</p>	<p>施策 4-1 農林業の持続的発展 施策 4-2 活気ある商業の振興 施策 4-3 活気ある工業の振興 施策 4-4 地域資源を生かした観光・物産振興 施策 4-5 魅力ある企業の育成と雇用機会の拡大</p>
<p>政策 5 地域の特色を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます</p>	<p>施策 5-1 雪国の安全・安心な暮らしの実現 施策 5-2 道路環境の充実と道路ネットワークの強化 施策 5-3 公共交通の充実と利用の促進 施策 5-4 地域特性を生かした快適な居住環境の形成 施策 5-5 安全安心な水道水の供給と快適な生活環境を守る下水の適正処理 施策 5-6 公園環境の魅力向上</p>
<p>政策 6 市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます</p>	<p>施策 6-1 地域コミュニティの活性化 施策 6-2 情報共有環境の充実と迅速な情報発信 施策 6-3 市内外との交流連携の推進</p>
<p>政策 7 横手を思い、市の繁栄を実現させる創造的な行政経営を進めます</p>	<p>施策 7-1 効率的な成果重視の行政経営の推進 施策 7-2 健全な財政運営の推進 施策 7-3 人材育成と人材活用による組織力の向上</p>

議案第58号

財産の取得について

次のとおり横手市天下森スキー場圧雪車 1台を購入する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 横手市天下森スキー場圧雪車 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 購入金額 | 64,427,000円 |
| 4 | 購入の相手方 | 男鹿市船越字前野113番地12
有限会社 エンドウ
取締役 遠藤 敏夫 |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第59号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ 11 t級 (マルチプラウ付) | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 20,350,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市横手町字大関越147番地
日本キャタピラー合同会社 横手営業所
所長 三浦 聡 | |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第60号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ 14 t級 (サイドスライドアングリングプラウ付) | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 23,430,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市朝日が丘三丁目1番60号
株式会社大曲産業機械 横手支店
支店長 熊谷 孝 | |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第61号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ 11 t級 (サイドスライドアングリングプラウ付) | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 19,635,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字檀森44番地2
コマツ秋田株式会社 横手支店
支店長 秋本 秋穂 | |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第62号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ 11 t級 (サイドスライドマルチプラウ付) | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 22,220,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字檀森44番地2
コマツ秋田株式会社 横手支店
支店長 秋本 秋穂 | |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第63号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 2台 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 購入金額 | 62,920,000円 |
| 4 | 購入の相手方 | 秋田市泉中央二丁目1番3号
秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大柳 康三郎 |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第64号

財産の取得について

次のとおり高度救命処置用資機材を購入する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 高度救命処置用資機材 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 購入金額 | 34,212,200円 |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市三本柳字寺田18番地19
テスコ株式会社 横手出張所
所長 若城 直人 |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第65号

財産の取得について

次のとおり小型動力消防ポンプを購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 名 称 | 小型動力消防ポンプ | 12台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 37,620,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 湯沢市川連町字万九郎屋布32番地
株式会社高義商会
代表取締役 高橋 功 | |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第66号

財産の取得について

次のとおり横手市立体育館で使用するスポーツ備品を購入する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 横手市立体育館スポーツ備品（バスケットボール関連） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 購入金額 | 119,331,740円 |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市赤坂字大沼下93番地1
株式会社アキタアルペンスポーツ 横手ドーム
支店長 嶋貫 広幸 |

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第67号

令和7年度横手市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度横手市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,514,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,555,864	351,563	7,907,427
	2 国庫補助金	2,436,192	351,563	2,787,755
16 県支出金		4,344,674	△14,000	4,330,674
	1 県負担金	2,076,190	△18,127	2,058,063
	2 県補助金	1,964,528	4,127	1,968,655
19 繰入金		5,178,940	△17,163	5,161,777
	2 基金繰入金	5,054,544	△17,163	5,037,381
21 諸収入		2,160,337	18,500	2,178,837
	4 雑入	810,833	18,500	829,333
22 市債		5,694,900	23,800	5,718,700
	1 市債	5,694,900	23,800	5,718,700
歳入	合計	59,151,400	362,700	59,514,100

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		319,133	1,467	320,600
	1 議会費	319,133	1,467	320,600
2 総務費		8,423,979	381,058	8,805,037
	1 総務管理費	7,382,787	366,150	7,748,937
	2 徴税費	444,014	△180	443,834
	3 戸籍住民基本台帳費	253,511	9,185	262,696
	4 選挙費	246,844	6,720	253,564
	6 監査委員費	51,271	△817	50,454
3 民生費		16,243,142	△48,781	16,194,361
	1 社会福祉費	8,333,440	△26,977	8,306,463
	2 児童福祉費	6,777,997	△29,092	6,748,905
	3 生活保護費	1,124,823	2,288	1,127,111
	5 災害救助費	1,070	5,000	6,070
4 衛生費		5,914,055	11,717	5,925,772
	1 保健衛生費	3,154,408	18,502	3,172,910
	2 清掃費	1,564,705	△6,785	1,557,920
5 労働費		112,474	1,000	113,474
	1 労働諸費	112,474	1,000	113,474

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		3,208,681	△12,231	3,196,450
	1 農業費	2,900,576	△12,015	2,888,561
	2 林業費	308,105	△216	307,889
7 商工費		2,856,877	8,055	2,864,932
	1 商工費	2,856,877	8,055	2,864,932
8 土木費		6,542,300	△22,396	6,519,904
	1 土木管理費	112,833	△15,968	96,865
	2 道路橋りょう費	3,770,694	△895	3,769,799
	4 都市計画費	2,436,072	△18,458	2,417,614
	5 住宅費	214,008	12,925	226,933
9 消防費		2,811,030	19,506	2,830,536
	1 消防費	2,811,030	19,506	2,830,536
10 教育費		5,249,475	23,305	5,272,780
	1 教育総務費	1,400,760	9,648	1,410,408
	2 小学校費	1,087,474	6,265	1,093,739
	3 中学校費	292,346	△8,669	283,677
	4 社会教育費	855,377	△620	854,757
	5 保健体育費	1,613,518	16,681	1,630,199
歳出	合計	59,151,400	362,700	59,514,100

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間		限度額
	自	至	
令和7年度男子HPVワクチン助成事業	令和8年度	令和8年度	2,415

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
衛生センター長寿命化事業	6,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	7,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
高機能消防指令センター更新事業	614,500		636,900					

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,555,864	351,563	7,907,427
16 県支出金	4,344,674	△14,000	4,330,674
19 繰入金	5,178,940	△17,163	5,161,777
21 諸収入	2,160,337	18,500	2,178,837
22 市債	5,694,900	23,800	5,718,700
計	59,151,400	362,700	59,514,100

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	319,133	1,467	320,600					1,467
2 総務費	8,423,979	381,058	8,805,037	372,533			16,500	△7,975
3 民生費	16,243,142	△48,781	16,194,361	△21,480	△17,822			△9,479
4 衛生費	5,914,055	11,717	5,925,772	510		1,400		9,807
5 労働費	112,474	1,000	113,474					1,000
6 農林水産業費	3,208,681	△12,231	3,196,450		3,822			△16,053
7 商工費	2,856,877	8,055	2,864,932					8,055
8 土木費	6,542,300	△22,396	6,519,904					△22,396
9 消防費	2,811,030	19,506	2,830,536			22,400	2,000	△4,894
10 教育費	5,249,475	23,305	5,272,780					23,305
計	59,151,400	362,700	59,514,100	351,563	△14,000	23,800	18,500	△17,163

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	318,991	349,637	668,628	1 総務管理費補助金	349,637	新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型) Δ 22,896 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 372,533
2 民生費国庫補助金	520,935	1,416	522,351	5 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	330	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 330
				6 障害者総合支援事業費補助金	1,086	障害者総合支援事業費補助金 1,086
3 衛生費国庫補助金	127,553	510	128,063	1 保健衛生費補助金	510	母子保健医療対策総合支援事業費補助金 510
計	2,436,192	351,563	2,787,755			

16 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,785,092	Δ 18,127	1,766,965	3 国民健康保険費負担金	Δ 21,877	国保基盤安定負担金 Δ 21,877
				7 災害弔慰金負担金	3,750	災害弔慰金負担金 3,750
計	2,076,190	Δ 18,127	2,058,063			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	659,234	305	659,539	9 生活保護費補助金	305	国民生活基礎調査交付金 305
4 農林水産業費補助金	875,502	3,822	879,324	1 農業費補助金	3,822	農地利用効率化等支援交付金 1,852 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金 770 有機転換推進事業費補助金 200 集落営農連携促進等事業補助金 1,000
計	1,964,528	4,127	1,968,655			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	3,214,384	△17,163	3,197,221	1 財政調整基金繰入金	△17,163	財政調整基金繰入金 △17,163
計	5,054,544	△17,163	5,037,381			

21 款 諸収入

4 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	517,026	18,500	535,526	1 雑入	18,500	自治総合センター・コミュニティ助成金 18,500

21 款 諸収入

4 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	810,833	18,500	829,333			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	191,100	1,400	192,500	2 清掃事業債	1,400	一般廃棄物処理事業債 1,400
7 消防債	959,900	22,400	982,300	1 消防事業債	22,400	合併特例債 22,400
計	5,694,900	23,800	5,718,700			

3. 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	319,133	1,467	320,600				1,467	2 給料	134	人件費	1,467
								3 職員手当等	1,220		
								4 共済費	113		
計	319,133	1,467	320,600				1,467				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分		金額			
				国県支出金	地方債	その他							
1 一般管理費	2,463,041	△24,115	2,438,926				△24,115	2 給料	△26,223	人件費	△44,115		
								3 職員手当等	△17,892			行政改革推進事業	20,000
								18 負担金補助 及び交付金	20,000				
8 地域振興費	288,811	16,500	305,311			16,500		18 負担金補助 及び交付金	16,500	コミュニティ助成事業	16,500		
9 地域局費	743,757	1,232	744,989				1,232	14 工事請負費	1,232	地区交流センター費	1,232		
14 定額減税調整給付金給付費	0	372,533	372,533	372,533				1 報酬	523	定額減税調整給付金給付事業	372,533		
								4 共済費	86				
								8 旅費	32				
								10 需用費	2,415				
								11 役務費	6,827				
								18 負担金補助 及び交付金	362,650				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	7,382,787	366,150	7,748,937	372,533		16,500	△22,883			

2 款 総務費

2 項 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 税務総務費	299,756	△180	299,576				△180	2 給料	△1,627	人件費	△180
								3 職員手当等	661		
								4 共済費	786		
計	444,014	△180	443,834				△180				

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	253,511	9,185	262,696				9,185	2 給料	4,339	人件費	9,185
								3 職員手当等	3,400		
								4 共済費	1,446		
計	253,511	9,185	262,696				9,185				

2 款 総務費

4 項 選挙費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	22,904	6,720	29,624				6,720	2 給料	3,588	人件費	6,720
								3 職員手当等	1,905		
								4 共済費	1,227		
計	246,844	6,720	253,564				6,720				

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 監査委員費	51,271	△817	50,454				△817	2 給料	△608	人件費	△817
								3 職員手当等	△49		
								4 共済費	△160		
計	51,271	△817	50,454				△817				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	877,874	△28,474	849,400	305			△28,779	1 報酬	305	人件費 総務関係費	△28,779 305
								2 給料	△12,388		
								3 職員手当等	△12,857		
								4 共済費	△3,534		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2障がい者自立支援給付費	2,704,652	2,173	2,706,825	1,086			1,087	12委託料	2,173	障がい者自立支援給付総務費 2,173	
4地域福祉費	706,505	△8,427	698,078	△22,896			14,469	2給料	△4,555	人件費	△8,427
								3職員手当等	△1,954	高齢者等在宅医療・介護サービス	
								4共済費	△1,918	提供体制整備事業	財源振替
5高齢者福祉施設費	449,597	25,437	475,034				25,437	27繰出金	25,437	市営介護サービス事業特別会計繰出金 25,437	
7国民健康保険費	778,938	△29,170	749,768	△21,877			△7,293	27繰出金	△29,170	国民健康保険特別会計繰出金 △29,170	
8介護保険対策費	1,931,635	11,484	1,943,119				11,484	27繰出金	11,484	介護保険特別会計繰出金 11,484	
計	8,333,440	△26,977	8,306,463	△43,382			16,405				

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
7公立保育所費	304,604	△29,092	275,512				△29,092	2給料	△15,151	人件費	△29,092
								3職員手当等	△8,528		
								4共済費	△5,413		
計	6,777,997	△29,092	6,748,905				△29,092				

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1生活保護総務費	62,232	2,288	64,520	330			1,958	12委託料	2,288	生活保護総務費	2,288
計	1,124,823	2,288	1,127,111	330			1,958				

3 款 民生費

5 項 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1災害救助費	1,070	5,000	6,070	3,750			1,250	19扶助費	5,000	災害弔慰金支給事業	5,000
計	1,070	5,000	6,070	3,750			1,250				

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1保健衛生総務費	485,840	17,480	503,320				17,480	2給料	9,281	人件費	17,480
								3職員手当等	4,555		
								4共済費	3,644		
4母子保健費	111,660	1,022	112,682	510			512	10需用費	206	母子保健事業	1,022
								17備品購入費	816		
計	3,154,408	18,502	3,172,910	510			17,992				

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 清掃総務費	121,834	△9,739	112,095				△9,739	2 給料	△5,600	人件費	△9,739
								3 職員手当等	△2,945		
								4 共済費	△1,194		
3 し尿処理費	268,086	2,954	271,040		1,400		1,554	14 工事請負費	2,954	衛生センター費	2,954
計	1,564,705	△6,785	1,557,920		1,400		△8,185				

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 労働諸費	98,594	1,000	99,594				1,000	18 負担金補助 及び交付金	1,000	若年者等人財育成・地元定着支援 事業	1,000
計	112,474	1,000	113,474				1,000				

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 農業委員会 費	89,947	△106	89,841				△106	4 共済費	△106	人件費	△106
2 農業総務費	461,929	△15,731	446,198				△15,731	2 給料	△9,254	人件費	△15,731
								3 職員手当等	△5,031		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共済費	△1,446		
3 農業振興費	1,079,363	3,822	1,083,185	3,822			18 負担金補助 及び交付金	3,822	農業経営支援事業 3,622 みどりの食料システム戦略推進事業 200	
計	2,900,576	△12,015	2,888,561	3,822				△15,837		

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 林業総務費	66,131	△216	65,915			△216	2 給料	313	人件費 △216	
							3 職員手当等	△626		
							4 共済費	97		
計	308,105	△216	307,889			△216				

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	345,154	△4,777	340,377			△4,777	2 給料	△5,170	人件費 △4,777	
							3 職員手当等	△524		
							4 共済費	917		

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振興費	1,911,484	17,109	1,928,593				17,109	18 負担金補助及び交付金	17,109	伝統的産業緊急支援事業 17,109
5 温泉観光施設費	226,164	△4,277	221,887				△4,277	27 繰出金	△4,277	市営温泉施設特別会計繰出金 △4,277
計	2,856,877	8,055	2,864,932				8,055			

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 土木総務費	112,833	△15,968	96,865				△15,968	2 給料	△8,577	人件費 △15,968
								3 職員手当等	△4,338	
								4 共済費	△3,053	
計	112,833	△15,968	96,865				△15,968			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋りょう総務費	262,233	△5,878	256,355				△5,878	2 給料	△4,031	人件費 △5,878
								3 職員手当等	△2,253	
								4 共済費	406	

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 道路新設改良費	1,391,369	983	1,392,352				983	2 給料	△842	人件費 983
								3 職員手当等	1,526	
								4 共済費	299	
5 雪対策費	1,477,348	4,000	1,481,348				4,000	14 工事請負費	4,000	克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等）管理費 4,000
計	3,770,694	△895	3,769,799				△895			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	123,502	△18,458	105,044				△18,458	2 給料	△8,252	人件費 △18,458
								3 職員手当等	△6,748	
								4 共済費	△3,458	
計	2,436,072	△18,458	2,417,614				△18,458			

8 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 建築住宅総務費	106,831	12,925	119,756				12,925	2 給料	6,340	人件費 12,925
								3 職員手当等	4,088	

8 款 土木費

5 項 住宅費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共済費	2,497		
計	214,008	12,925	226,933					12,925		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	2,441,173	16,078	2,457,251		22,400		△6,322	2 給料	5,651	人件費 16,078 常備消防施設等整備事業 財源振替
								3 職員手当等	1,242	
								4 共済費	9,185	
3 消防施設費	170,652	1,428	172,080				1,428	14 工事請負費	1,428	消防施設整備事業 1,428
4 災害対策費	35,034	2,000	37,034			2,000		18 負担金補助 及び交付金	2,000	コミュニティー助成事業（地域防 災組織育成） 2,000
計	2,811,030	19,506	2,830,536		22,400	2,000	△4,894			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	1,240,473	9,648	1,250,121				9,648	1 報酬	7,220	人件費 2,428 外国語教育・国際理解教育推進事 業 7,220
								2 給料	1,600	
								3 職員手当等	1,528	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共済費	△700		
計	1,400,760	9,648	1,410,408				9,648			

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	1,041,684	6,198	1,047,882				6,198	1 報酬	6,088	人件費	△2,225
								2 給料	△783	小学校管理費	8,423
								3 職員手当等	1,150		
								4 共済費	△257		
2 教育振興費	45,790	67	45,857				67	17 備品購入費	67	小学校教育振興費	67
計	1,087,474	6,265	1,093,739				6,265				

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	225,948	△8,869	217,079				△8,869	1 報酬	△6,087	人件費	△449
								2 給料	13	中学校管理費	△8,420
								3 職員手当等	△2,135		
								4 共済費	△660		

10 款 教育費

3 項 中学校費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 教育振興費	66,398	200	66,598				200	17 備品購入費	200	中学校教育振興費	200
計	292,346	△8,669	283,677				△8,669				

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	348,163	△6,733	341,430				△6,733	2 給料	△3,179	人件費	△6,733
								3 職員手当等	△4,156		
								4 共済費	602		
6 資料館費	27,707	6,113	33,820				6,113	10 需用費	△307	資料館費	6,113
								14 工事請負費	6,420		
計	855,377	△620	854,757				△620				

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国県支出金	地方債	その他						
1 スポーツ振興費	848,622	17,040	865,662				17,040	2 給料	6,047	人件費	11,483	
								3 職員手当等	3,184			競技スポーツパワーアップ事業
								4 共済費	2,252			
								12 委託料	2,442			屋外体育施設費

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							18 負担金補助 及び交付金	3,115		
2 学校給食費	764,896	△359	764,537			△359	2 給料	△203	人件費 △359	
							3 職員手当等	△182		
							4 共済費	26		
計	1,613,518	16,681	1,630,199			16,681				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,317) 873	1,825,555	3,656,404	3,265,965	8,747,924	1,608,061	10,355,985	
補 正 前	(1,308) 892	1,817,811	3,725,541	3,311,724	8,855,076	1,606,377	10,461,453	
比 較	(9) △19	7,744	△69,137	△45,759	△107,152	1,684	△105,468	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当	住 居 当	通 勤 当	特 殊 勤 手	時 間 外 勤 手	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	117,970	41,511	58,154	20,268	422,218	4,900	2,693	14,000	60,692	41,798	1,122,617	921,169	70,428	82,175		1,740	283,632	3,265,965
補 正 前	119,429	43,692	57,164	20,634	422,218	4,900	2,693	14,000	60,692	41,483	1,145,069	942,826	73,927	78,130		1,235	283,632	3,311,724
比 較	△1,459	△2,181	990	△366						315	△22,452	△21,657	△3,499	4,045		505		△45,759

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(66) 873		3,656,404	2,713,109	6,369,513	1,274,355	7,643,868	
補 正 前	(58) 892		3,725,541	2,758,870	6,484,411	1,272,757	7,757,168	
比 較	(8) △19		△69,137	△45,761	△114,898	1,598	△113,300	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	殊務手当	時間外手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	日務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴手	身任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後	117,970	41,511	58,154	20,268	422,218	4,900	2,693	14,000	60,692	41,798	824,596	666,334	70,428	82,175		1,740	283,632			2,713,109	
補正前	119,429	43,692	57,164	20,634	422,218	4,900	2,693	14,000	60,692	41,483	847,049	687,992	73,927	78,130		1,235	283,632			2,758,870	
比較	△1,459	△2,181	990	△366						315	△22,453	△21,658	△3,499	4,045		505				△45,761	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(1,251)	1,825,555		552,856	2,378,411	333,706	2,712,117	
補正前	(1,250)	1,817,811		552,854	2,370,665	333,620	2,704,285	
比較	(1)	7,744		2	7,746	86	7,832	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	殊務手当	時間外手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	日務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴手	身任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後													298,021	254,835							552,856
補正前													298,020	254,834							552,854
比較													1	1							2

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△69,137	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△69,137	人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	△45,761	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△45,761	人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	334,805	316,279	269,464		369,275
	平均給与月額 (円)	409,831	381,276	318,286		443,088
	平均年齢 (歳)	42.7	53.0	31.7		51.5
補正前	平均給料月額 (円)	336,444	306,108	307,381		348,377
	平均給与月額 (円)	410,678	369,918	356,821		418,944
	平均年齢 (歳)	43.9	53.8	40.3		52.5

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	84	10.5	1級			1級	1	14.3	1級			1級		
	2級	99	12.4	2級	1 (10)	2.0 (100.0)	2級	4	57.1	2級			2級	1 (9)	5.9 (100.0)
	3級	137 (43)	17.1 (93.5)	3級	4	8.2	3級	1 (1)	14.3 (100.0)	3級			3級	2	11.8
	4級	232 (1)	29.0 (2.2)	4級	31	63.3	4級	1	14.3	4級			4級	14	82.3
	5級	157	19.6	5級	13	26.5	5級			5級			5級		
	6級	79 (2)	9.9 (4.3)				6級			6級					
	7級	12	1.5												
	計	800 (46)	100.0 (100.0)	計	49 (10)	100.0 (100.0)	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計			計	17 (9)	100.0 (100.0)
補正前	1級	78	9.6	1級			1級	1	14.2	1級			1級		
	2級	97	12.0	2級	1 (4)	1.9 (100.0)	2級	2	28.6	2級			2級	1 (9)	4.8 (100.0)
	3級	143 (41)	17.7 (93.2)	3級	4	7.4	3級	1 (1)	14.3 (100.0)	3級			3級	7	33.3
	4級	253 (1)	31.2 (2.3)	4級	35	64.8	4級	2	28.6	4級			4級	13	61.9
	5級	147	18.1	5級	14	25.9	5級	1	14.3	5級			5級		
	6級	81 (2)	10.0 (4.5)				6級			6級					
	7級	11	1.4												
	計	810 (44)	100.0 (100.0)	計	54 (4)	100.0 (100.0)	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計			計	21 (9)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員(外書き)

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技能労務職		技士	主任	主席	総括		
医療技術職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保健・看護職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福祉職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	873	800	49	7		17	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	734	689	25	7		13	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	69	69				
		4号給 (人)	665	620	25	7		13
		号給 (人)						
比 率 (B) / (A) (%)	84.1	86.1	51.0	100.0		76.5		
補正前	職 員 数 (A) (人)	892	810	54	7		21	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	751	702	26	7		16	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	56	56				
		4号給 (人)	695	646	26	7		16
		号給 (人)						
比 率 (B) / (A) (%)	84.2	86.7	48.1	100.0		76.2		

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	5,673,400	23,800	5,697,200	5,195,127		5,195,127	51,830,667	23,800	51,854,467
(3) 衛 生	191,100	1,400	192,500	695,800		695,800	6,042,762	1,400	6,044,162
(8) 消 防	959,900	22,400	982,300	246,829		246,829	3,172,527	22,400	3,194,927
合 計	5,694,900	23,800	5,718,700	7,065,362		7,065,362	65,273,047	23,800	65,296,847

(資料)

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高見込額		当該年度末現在高見込額	
	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和6年度予算最 終専決時点)	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和6年度予算最 終専決時点)
1. 普通債	51,839,446	51,352,394	52,317,719	51,830,667
(1)総 務	10,452,639	10,457,635	10,866,578	10,871,574
(2)民 生	2,035,572	2,036,263	2,131,550	2,132,241
(3)衛 生	6,546,561	6,547,462	6,041,861	6,042,762
(5)農林水産	4,593,702	4,603,142	4,355,489	4,364,929
(6)商 工	1,295,496	775,496	1,571,453	1,051,453
(7)土 木	11,479,198	11,476,052	11,455,080	11,451,934
(8)消 防	2,461,612	2,459,456	3,174,683	3,172,527
(9)教 育	12,527,691	12,549,913	12,350,458	12,372,680
(10)公営住宅	446,975	446,975	370,567	370,567
2. 災害復旧債	417,770	294,116	370,533	246,879
(1)農林水産	124,795	33,941	118,758	27,904
(2)土 木	292,975	260,175	251,775	218,975
3. そ の 他	14,512,990	14,996,999	12,711,492	13,195,501
(1)転貸債	370,404	843,576	277,386	750,558
(2)減税補てん債	15,278	15,277	4,362	4,361
(3)減収補てん債	82,394	82,394	68,668	68,668
(4)臨時財政対策債	14,044,914	14,055,752	12,361,076	12,371,914
合 計	66,770,206	66,643,509	65,399,744	65,273,047

議案第68号

令和7年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度横手市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163,275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,734,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,377,510	192,445	1,569,955
	1 国民健康保険税	1,377,510	192,445	1,569,955
6 繰入金		778,414	△29,170	749,244
	1 他会計繰入金	778,413	△29,170	749,243
歳入	合計	8,571,000	163,275	8,734,275

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		1,852,704	△15,566	1,837,138
	1 医療給付費分	1,196,758	△15,145	1,181,613
	2 後期高齢者支援金等分	497,463	11,317	508,780
	3 介護納付金分	158,483	△11,738	146,745
7 基金積立金		190,000	178,621	368,621
	1 基金積立金	190,000	178,621	368,621
9 諸支出金		96,594	220	96,814
	1 償還金及び還付加算金	10,501	220	10,721
歳出	合計	8,571,000	163,275	8,734,275

国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,377,510	192,445	1,569,955
6 繰入金	778,414	△29,170	749,244
計	8,571,000	163,275	8,734,275

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国民健康保険事業費 納付金	1,852,704	△15,566	1,837,138				△29,170	13,604
7 基金積立金	190,000	178,621	368,621					178,621
9 諸支出金	96,594	220	96,814					220
計	8,571,000	163,275	8,734,275				△29,170	192,445

2. 歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険税	1,377,466	192,445	1,569,911	1 医療給付費分 現年課税分	142,464	医療給付費分現年課税分 142,464
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	42,192	後期高齢者支援金分現年課税分 42,192
				3 介護納付金分 現年課税分	7,789	介護納付金分現年課税分 7,789
計	1,377,510	192,445	1,569,955			

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	778,413	△29,170	749,243	1 保険基盤安定 繰入金	△29,170	保険税軽減分繰入金 △29,170
計	778,413	△29,170	749,243			

3. 歳出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 医療給付費分	1,196,758	△15,145	1,181,613			△21,656	6,511	18 負担金補助及び交付金	△15,145	医療給付費分	△15,145
計	1,196,758	△15,145	1,181,613			△21,656	6,511				

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者支援金等分	497,463	11,317	508,780			△5,799	17,116	18 負担金補助及び交付金	11,317	後期高齢者支援金等分	11,317
計	497,463	11,317	508,780			△5,799	17,116				

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護納付金分	158,483	△11,738	146,745			△1,715	△10,023	18 負担金補助及び交付金	△11,738	介護納付金分	△11,738
計	158,483	△11,738	146,745			△1,715	△10,023				

7 款 基金積立金

1 項 基金積立金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 財政調整基金積立金	190,000	178,621	368,621				178,621	24 積立金	178,621	財政調整基金積立金 178,621
計	190,000	178,621	368,621				178,621			

9 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4 その他償還金	0	220	220				220	22 償還金、利子及び割引料	220	社会保障・税番号制度システム整備費補助金償還金 220
計	10,501	220	10,721				220			

議案第69号

令和7年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,127,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		2,280,226	11,484	2,291,710
	1 一般会計繰入金	1,931,035	11,484	1,942,519
歳入	合計	13,116,400	11,484	13,127,884

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		236,997	11,484	248,481
	1 総務管理費	136,442	11,484	147,926
歳出	合計	13,116,400	11,484	13,127,884

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	2,280,226	11,484	2,291,710
計	13,116,400	11,484	13,127,884

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	236,997	11,484	248,481					11,484
計	13,116,400	11,484	13,127,884					11,484

2. 歳入

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 その他一般会計繰入金	237,102	11,484	248,586	1 その他一般会計繰入金	11,484	その他一般会計繰入金 11,484
計	1,931,035	11,484	1,942,519			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	130,400	11,484	141,884				11,484	2 給料	4,970	人件費	9,504
								3 職員手当等	2,721	一般管理費	1,980
								4 共済費	1,813		
								12 委託料	1,980		
計	136,442	11,484	147,926				11,484				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(29) 14	52,042	53,028	58,208	163,278	30,738	194,016	
補 正 前	(29) 12	52,042	48,058	55,487	155,587	28,925	184,512	
比 較	() 2		4,970	2,721	7,691	1,813	9,504	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 勤 間 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 勤 務 当 手	期 末 勤 務 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	2,116	1,633	743		6,036				100	392	22,830	18,566	1,118	1,280			3,394	58,208
補 正 前	1,926	1,230	743		6,036				100	392	21,620	17,880	946	1,220			3,394	55,487
比 較	190	403									1,210	686	172	60				2,721

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 14		53,028	38,952	91,980	17,338	109,318	
補 正 前	() 12		48,058	36,231	84,289	15,525	99,814	
比 較	() 2		4,970	2,721	7,691	1,813	9,504	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担 金	合 計
補正後	2,116	1,633	743		6,036				100	392	12,395	9,745	1,118	1,280			3,394	38,952
補正前	1,926	1,230	743		6,036				100	392	11,185	9,059	946	1,220			3,394	36,231
比 較	190	403									1,210	686	172	60				2,721

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	4,970	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	4,970	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	2,721	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	2,721	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	315,643				
	平均給与月額 (円)	380,970				
	平均年齢 (歳)	40.6				
補 正 前	平均給料月額 (円)	333,736				
	平均給与月額 (円)	405,896				
	平均年齢 (歳)	42.0				

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	2	14.3	1級			1級			1級			1級		
	2級	3	21.4	2級			2級			2級			2級		
	3級	2	14.3	3級			3級			3級			3級		
	4級	4	28.6	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	14.3	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	7.1				6級			6級					
	7級														
	計	14	100.0	計			計			計			計		
補正前	1級	2	16.7	1級			1級			1級			1級		
	2級	1	8.3	2級			2級			2級			2級		
	3級	2	16.7	3級			3級			3級			3級		
	4級	4	33.3	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	16.7	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	8.3				6級			6級					
	7級														
	計	12	100.0	計			計			計			計		

※ () 内は、再任用職員(外書き)

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技能労務職		技士	主任	主席	総括		
医療技術職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保健・看護職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福祉職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	14	14					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	14	14					
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	1	1				
		4号給 (人)	13	13				
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	100.0	100.0						
補正前	職 員 数 (A) (人)	12	12					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	12	12					
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	12	12				
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	100.0	100.0						

議案第70号

令和7年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度横手市の市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,485,237千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		402,588	25,437	428,025
	1 他会計繰入金	402,588	25,437	428,025
歳入	合計	1,459,800	25,437	1,485,237

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		317,463	△2,966	314,497
	1 施設管理費	317,463	△2,966	314,497
2 サービス事業費		1,053,972	23,742	1,077,714
	2 居宅介護サービス事業費	142,171	△4,240	137,931
	3 施設介護サービス事業費	878,432	27,982	906,414
3 公債費		85,365	4,661	90,026
	1 公債費	85,365	4,661	90,026
歳 出	合 計	1,459,800	25,437	1,485,237

市営介護サービス事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金	402,588	25,437	428,025
計	1,459,800	25,437	1,485,237

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	317,463	△2,966	314,497					△2,966
2 サービス事業費	1,053,972	23,742	1,077,714					23,742
3 公債費	85,365	4,661	90,026					4,661
計	1,459,800	25,437	1,485,237					25,437

2. 歳入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	402,588	25,437	428,025	1 一般会計繰入金	25,437	一般会計繰入金 (特別養護老人ホーム白寿園) 11,509 一般会計繰入金 (介護老人保健施設老健おおもり) 14,052 一般会計繰入金 (指定通所介護事業所森の家) △124
計	402,588	25,437	428,025			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	317,463	△2,966	314,497				△2,966	2 給料	△3,183	人件費	△2,966
								3 職員手当等	△473		
								4 共済費	690		
計	317,463	△2,966	314,497				△2,966				

2 款 サービス事業費

2 項 居宅介護サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 短期入所生活介護事業費	56,150	△4,240	51,910				△4,240	2 給料	△2,573	人件費	△4,240
								3 職員手当等	△1,667		
計	142,171	△4,240	137,931				△4,240				

2 款 サービス事業費

3 項 施設介護サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 施設介護サービス事業費	878,432	27,982	906,414				27,982	1 報酬	7,843	人件費 施設介護サービス事業	16,935 11,047
								2 給料	14,935		
								3 職員手当等	5,612		
								4 共済費	△723		

2 款 サービス事業費

3 項 施設介護サービス事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							8旅費	315		
計	878,432	27,982	906,414				27,982			

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1元金	81,993	4,507	86,500				4,507	22償還金、利 子及び割引 料	4,507	公債償還元金 4,507
2利子	3,372	154	3,526				154	22償還金、利 子及び割引 料	154	公債償還利子 154
計	85,365	4,661	90,026				4,661			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(113) 66	257,082	297,756	281,471	836,309	142,271	978,580	
補 正 前	(106) 67	249,239	288,577	277,999	815,815	142,304	958,119	
比 較	(7) △1	7,843	9,179	3,472	20,494	△33	20,461	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 勤 務 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	4,825	1,764	7,743	6,098	10,510			6,140	30	880	109,999	90,450	5,440	2,420			35,172	281,471
補 正 前	4,860	792	7,002	6,058	10,510			6,140	30	872	109,341	90,517	5,375	2,420			34,082	277,999
比 較	△35	972	741	40						8	658	△67	65				1,090	3,472

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(14) 66		297,756	192,458	490,214	90,408	580,622	
補 正 前	(10) 67		288,577	191,875	480,452	90,441	570,893	
比 較	(4) △1		9,179	583	9,762	△33	9,729	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	特殊手当	時間外手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後	4,825	1,764	7,743	6,098		10,510			6,140	30	880	61,590	49,846	5,440	2,420			35,172	192,458
補正前	4,860	792	7,002	6,058		10,510			6,140	30	872	62,502	51,232	5,375	2,420			34,082	191,875
比較	△35	972	741	40							8	△912	△1,386	65				1,090	583

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(99)	257,082		89,013	346,095	51,863	397,958	
補正前	(96)	249,239		86,124	335,363	51,863	387,226	
比較	(3)	7,843		2,889	10,732		10,732	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	特殊手当	時間外手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後												48,409	40,604						89,013
補正前												46,839	39,285						86,124
比較												1,570	1,319						2,889

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	9,179	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	9,179	人事異動による対象者変更など
職員手当	583	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	583	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補正後	平均給料月額 (円)	358,344		294,260	329,760	315,593
	平均給与月額 (円)	402,063		322,188	364,094	351,673
	平均年齢 (歳)	54.0		36.9	49.0	49.3
補正前	平均給料月額 (円)	372,214	329,292	309,646	328,372	316,600
	平均給与月額 (円)	412,500	355,958	334,292	363,050	366,981
	平均年齢 (歳)	53.1	55.5	42.0	51.5	50.3

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	1	14.3	1級			1級			1級	1	6.7	1級	3	8.3
	2級			2級			2級	3	37.5	2級	2	13.3	2級	10 (9)	27.8 (100.0)
	3級	(1)	(100.0)	3級			3級	3 (1)	37.5 (100.0)	3級	5 (3)	33.3 (100.0)	3級	13	36.1
	4級	3	42.8	4級			4級	1	12.5	4級	1	6.7	4級	10	27.8
	5級	1	14.3	5級			5級	1	12.5	5級	6	40.0	5級		
	6級	2	28.6				6級			6級					
	7級														
	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計			計	8 (1)	100.0 (100.0)	計	15 (3)	100.0 (100.0)	計	36 (9)	100.0 (100.0)
補正前	1級	1	14.3	1級			1級			1級	1	6.7	1級	2	5.1
	2級			2級			2級			2級	1	6.7	2級	9 (5)	23.1 (100.0)
	3級	(1)	(100.0)	3級			3級	3 (1)	75.0 (100.0)	3級	4 (3)	26.7 (100.0)	3級	19	48.7
	4級	3	42.8	4級	1	50.0	4級	1	25.0	4級	4	26.7	4級	9	23.1
	5級	1	14.3	5級	1	50.0	5級			5級	5	33.2	5級		
	6級	2	28.6				6級			6級					
	7級														
	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計	2	100.0	計	4 (1)	100.0 (100.0)	計	15 (3)	100.0 (100.0)	計	39 (5)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技能労務職		技士	主任	主席	総括		
医療技術職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保健・看護職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福祉職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	66	7		8	15	36	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	44	2		8	9	25	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	4				2	2
		4号給 (人)	40	2		8	7	23
		号給 (人)						
比 率 (B) / (A) (%)	66.7	28.6		100.0	60.0	69.4		
補正前	職 員 数 (A) (人)	67	7	2	4	15	39	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	39	2	1	4	8	24	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	39	2	1	4	8	24
		号給 (人)						
比 率 (B) / (A) (%)	58.2	28.6	50.0	100.0	53.3	61.5		

議案第71号

令和7年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）

令和7年度横手市の市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,277千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		204,261	△4,277	199,984
	1 一般会計繰入金	204,261	△4,277	199,984
歳入	合計	473,000	△4,277	468,723

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設経営費		470,000	△4,277	465,723
	1 施設経営費	470,000	△4,277	465,723
歳出	合計	473,000	△4,277	468,723

市営温泉施設特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	204,261	△4,277	199,984
計	473,000	△4,277	468,723

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設経営費	470,000	△4,277	465,723					△4,277
計	473,000	△4,277	468,723					△4,277

2. 歳入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	204,261	△4,277	199,984	1 一般会計繰入金	△4,277	さくら荘 △4,277
計	204,261	△4,277	199,984			

3. 歳出

1 款 施設経営費

1 項 施設経営費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 さくら荘経営費	202,635	△4,277	198,358				△4,277	2 給料	△2,573	人件費	△4,277
								3 職員手当等	△1,093		
								4 共済費	△611		
計	470,000	△4,277	465,723				△4,277				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(56) 3	120,969	13,996	49,008	183,973	27,407	211,380	
補 正 前	(56) 4	120,969	16,569	50,101	187,639	28,018	215,657	
比 較	() △1		△2,573	△1,093	△3,666	△611	△4,277	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 勤 間 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	690		294		2,305				210		23,923	20,111	255	240			980	49,008
補 正 前	690		294		2,305				210		24,486	20,584	312	240			980	50,101
比 較											△563	△473	△57					△1,093

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 3		13,996	11,018	25,014	4,776	29,790	
補 正 前	() 4		16,569	12,111	28,680	5,387	34,067	
比 較	() △1		△2,573	△ 1,093	△3,666	△611	△4,277	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後	690		294		2,305				210		3,350	2,694	255	240			980	11,018
補正前	690		294		2,305				210		3,913	3,167	312	240			980	12,111
比 較											△563	△473	△57					△1,093

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△2,573	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△2,573	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	△1,093	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△1,093	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	388,722				
	平均給与月額 (円)	465,639				
	平均年齢 (歳)	53.0				
補 正 前	平均給料月額 (円)	388,722	214,583			
	平均給与月額 (円)	463,694	281,167			
	平均年齢 (歳)	53.0	61.0			

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	3級			3級			3級			3級			3級		
	4級	2	66.7	4級			4級			4級			4級		
	5級	1	33.3	5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級					
	7級														
	計	3	100.0	計			計			計			計		
補正前	1級			1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級		
	3級			3級			3級			3級			3級		
	4級	2	66.7	4級	1	100.0	4級			4級			4級		
	5級	1	33.3	5級			5級			5級			5級		
	6級						6級			6級					
	7級														
	計	3	100.0	計	1	100.0	計			計			計		

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事 技師 保健師	主任	副主査	主査	副主幹	次長 課長	部長
技能労務職		技士	主任	主席	総括		
医療技術職		副主任	主任	主査	副主幹	主幹	
保健・看護職		副主任 (准看護師のみ)	主任	主査	副主幹	主幹	
福祉職		主任	主査	副主幹	主幹		

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	3	3					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2					
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	2	2				
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	66.7	66.7						
補正前	職 員 数 (A) (人)	4	3	1				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2					
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	2	2				
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	50.0	66.7						

議案第72号

令和7年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度横手市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度横手市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額342,586千円は過年度分損益勘定留保資金342,586千円で補てんするものとする。）。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第2款 市立大森病院資本的収入	258,814千円		14,300千円	273,114千円
第2項 企業債	55,000千円		14,300千円	69,300千円
合 計	965,414千円		14,300千円	979,714千円
	支		出	
第2款 市立大森病院資本的支出	408,000千円		14,300千円	422,300千円
第1項 建設改良費	59,788千円		14,300千円	74,088千円
合 計	1,308,000千円		14,300千円	1,322,300千円

第3条 予算第6条に定めた限度額を次のとおりに改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額 (千円)	償還の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	償還の方法	利率	償還の方法	
市立横手病院									
医療機器整備事業	293,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。 銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	293,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。 銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	
医療施設整備事業	264,300				264,300				
市立大森病院									
医療機器整備事業	50,200				64,500				
医療施設整備事業	4,800			4,800					
計	612,700				627,000				

令和7年6月2日提出
横手市長 高橋 大

病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

令和7年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2. 市立大森病院資本的收入			258,814	14,300	273,114
	2. 企業債		55,000	14,300	69,300
		1. 企業債	55,000	14,300	69,300
合 計			965,414	14,300	979,714

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2. 市立大森病院資本の支出			408,000	14,300	422,300
	1. 建設改良費		59,788	14,300	74,088
		1. 建設改良費	59,788	14,300	74,088
合 計			1,308,000	14,300	1,322,300

令和7年度 横手市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">当年度純損失</td><td style="text-align: right;">8,856</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">649,554</td></tr> <tr><td>固定資産除却費</td><td style="text-align: right;">16,200</td></tr> <tr><td>引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">6,332</td></tr> <tr><td>長期前受金戻入額</td><td style="text-align: right;">△ 39,335</td></tr> <tr><td>受取利息及び配当金</td><td style="text-align: right;">△ 1,526</td></tr> <tr><td>支払利息</td><td style="text-align: right;">45,953</td></tr> <tr><td>未収金の増減額</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>未払金の増減額</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>その他流動負債の増減額</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">686,034</td></tr> <tr><td>利息及び配当金の受取額</td><td style="text-align: right;">1,526</td></tr> <tr><td>利息の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 45,953</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>業務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">641,607</td></tr> </table>	当年度純損失	8,856	減価償却費	649,554	固定資産除却費	16,200	引当金の増減額	6,332	長期前受金戻入額	△ 39,335	受取利息及び配当金	△ 1,526	支払利息	45,953	未収金の増減額	0	未払金の増減額	0	その他流動負債の増減額	0	<hr/>		小計	686,034	利息及び配当金の受取額	1,526	利息の支払額	△ 45,953	<hr/>		業務活動によるキャッシュ・フロー	641,607	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産の取得による支出</td><td style="text-align: right;">△ 649,955</td></tr> <tr><td>国県補助金による収入</td><td style="text-align: right;">1,620</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金貸付による支出</td><td style="text-align: right;">△ 2,400</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金返還による収入</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金返還免除</td><td style="text-align: right;">2,200</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>投資活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">△ 648,533</td></tr> </table> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入</td><td style="text-align: right;">627,000</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出</td><td style="text-align: right;">△ 669,945</td></tr> <tr><td>他会計からの出資による収入</td><td style="text-align: right;">351,092</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>財務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">308,147</td></tr> </table> <p>4 資金増減額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">301,221</td></tr> </table> <p>5 資金期首残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">3,545,863</td></tr> </table> <hr/> <p>6 資金期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">3,847,084</td></tr> </table>	有形固定資産の取得による支出	△ 649,955	国県補助金による収入	1,620	看護師等奨学金貸付による支出	△ 2,400	看護師等奨学金返還による収入	2	看護師等奨学金返還免除	2,200	<hr/>		投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 648,533	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	627,000	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 669,945	他会計からの出資による収入	351,092	<hr/>		財務活動によるキャッシュ・フロー	308,147		301,221		3,545,863		3,847,084
当年度純損失	8,856																																																														
減価償却費	649,554																																																														
固定資産除却費	16,200																																																														
引当金の増減額	6,332																																																														
長期前受金戻入額	△ 39,335																																																														
受取利息及び配当金	△ 1,526																																																														
支払利息	45,953																																																														
未収金の増減額	0																																																														
未払金の増減額	0																																																														
その他流動負債の増減額	0																																																														
<hr/>																																																															
小計	686,034																																																														
利息及び配当金の受取額	1,526																																																														
利息の支払額	△ 45,953																																																														
<hr/>																																																															
業務活動によるキャッシュ・フロー	641,607																																																														
有形固定資産の取得による支出	△ 649,955																																																														
国県補助金による収入	1,620																																																														
看護師等奨学金貸付による支出	△ 2,400																																																														
看護師等奨学金返還による収入	2																																																														
看護師等奨学金返還免除	2,200																																																														
<hr/>																																																															
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 648,533																																																														
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	627,000																																																														
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 669,945																																																														
他会計からの出資による収入	351,092																																																														
<hr/>																																																															
財務活動によるキャッシュ・フロー	308,147																																																														
	301,221																																																														
	3,545,863																																																														
	3,847,084																																																														

令和7年度横手市病院事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ. 土地		722,500		
	ロ. 建物	12,206,189			
	減価償却累計額	<u>△ 8,308,003</u>	3,898,186		
	ハ. 構築物	398,151			
	減価償却累計額	<u>△ 290,202</u>	107,949		
	ニ. 器械及び備品	6,445,993			
	減価償却累計額	<u>△ 5,035,136</u>	1,410,857		
	ホ. 車両	41,129			
	減価償却累計額	<u>△ 34,664</u>	6,465		
	ヘ. 建設仮勘定	<u>2,653</u>	<u>2,653</u>		
	有形固定資産 合 計			6,148,610	
(2)	投資その他の資産				
	イ. 長期貸付金		14,399		
	ロ. 貸倒引当金		<u>△ 4,400</u>		
	投資その他の資産 合 計			<u>9,999</u>	
	固 定 資 産 合 計				6,158,609
2.	流 動 資 産				
(1)	現金預金			3,847,084	
(2)	未収金			1,068,692	
(3)	有価証券			0	
(4)	貯蔵品			84,509	
(5)	短期貸付金			0	
	流 動 資 産 合 計				<u>5,000,285</u>
	資 産 合 計				<u><u>11,158,894</u></u>

		負 債 の 部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固 定 負 債				
	(1) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>3,136,918</u>		
	企 業 債 合 計			3,136,918	
	(2) 引当金				
	イ. 退職給付引当金		<u>997,305</u>		
	引 当 金 合 計			<u>997,305</u>	
	固 定 負 債 合 計				4,134,223
4.	流 動 負 債				
	(1) 一時借入金			0	
	(2) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>655,054</u>		
	企 業 債 合 計			655,054	
	(3) 未払金			387,416	
	(4) 預り金			37,577	
	(5) 引当金				
	イ. 賞与引当金		220,030		
	ロ. 法定福利費引当金		<u>43,715</u>		
	引 当 金 合 計			<u>263,745</u>	
	流 動 負 債 合 計				1,343,792
5.	繰 延 収 益				
	長期前受金			951,022	
	長期前受金収益化累計額			<u>△ 836,083</u>	
	繰 延 収 益 合 計				<u>114,939</u>
	負 債 合 計				<u><u>5,592,954</u></u>

		資 本 の 部	
6.	資 本 金		7,227,027
7.	剰 余 金		
	(1) 利益剰余金		
	イ. 減債積立金	<u>22,938</u>	
	(2) 欠損金		
	イ. 当年度未処理欠損金	<u>1,684,025</u>	
	欠 損 金 合 計		<u>1,684,025</u>
	欠 損 金 合 計		<u>1,661,087</u>
	資 本 合 計		<u>5,565,940</u>
	負 債 資 本 合 計		<u>11,158,894</u>

令和7年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）説明資料

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
2 款 市立大森病院資本的收入	258,814	14,300	273,114	
2 項 企業債	55,000	14,300	69,300	
1 目 企業債	55,000	14,300	69,300	
企業債	55,000	14,300	69,300	
合 計	965,414	14,300	979,714	

支 出

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
2 款 市立大森病院資本の支出	408,000	14,300	422,300	
1 項 建設改良費	59,788	14,300	74,088	
1 目 建設改良費	59,788	14,300	74,088	
建設改良費	59,788	14,300	74,088	
合 計	1,308,000	14,300	1,322,300	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法 定額法

主な耐用年数	市立横手病院	市立大森病院
建物	3年～39年	6年～39年
構築物	10年～30年	10年～20年
機械及び備品	3年～20年	3年～15年
車両	4年～6年	4年～6年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は2, 156, 520千円（うち市立横手病院は1, 371, 928千円、うち市立大森病院は784, 592千円）である。

Ⅲ. その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として886,295千円（うち市立横手病院は570,172千円、うち市立大森病院は316,123千円）を支給するため、賞与引当金216,415千円（うち市立横手病院は136,340千円、うち市立大森病院は80,075千円）を使用する。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として766,341千円（うち市立横手病院は496,621千円、うち市立大森病院は269,720千円）を支払いするため、法定福利費引当金40,998千円（うち市立横手病院は25,278千円、うち市立大森病院は15,720千円）を使用する。

IV. 開示すべきセグメント情報

- 1 セグメントの区分については、横手市病院事業会計規程に基づき、病院単位に区分している。

(単位：千円)

区 分	市立横手病院	市立大森病院	計
医 業 収 益	5,625,122	2,753,996	8,379,118
医 業 費 用	5,966,837	2,997,210	8,964,047
医 業 損 益	△ 341,715	△ 243,214	△ 584,929
医 業 外 収 益	392,373	277,464	669,837
医 業 外 費 用	32,163	21,790	53,953
医 業 外 損 益	360,210	255,674	615,884
特 別 損 益	△ 999	△ 1,000	△ 1,999
純 利 益	17,496	11,460	28,956
資 産	7,377,762	3,781,132	11,158,894
負 債	3,880,729	1,712,225	5,592,954
資 本	3,497,033	2,068,907	5,565,940

令和7年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度横手市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 693,416千円は、過年度分損益勘定留保資金 548,453千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 144,963千円」を「不足する額 716,416千円は、過年度分損益勘定留保資金 569,362千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 147,054千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支 出	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	2,658,000千円	23,000千円	2,681,000千円
第1項 建設改良費	1,926,943千円	23,000千円	1,949,943千円

令和7年6月2日提出

横手市長 高橋 大

水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和7年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的支出

支 出		(単位：千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費		2,658,000	23,000	2,681,000
		3. 施設統廃合推進事業費	1,926,943	23,000	1,949,943
			1,007,604	23,000	1,030,604

令和7年度 横手市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純損失 △ 77,904</p> <p>減価償却費 928,782</p> <p>固定資産除却費 10,000</p> <p>引当金の増減額 666</p> <p>長期前受金戻入額 △ 186,463</p> <p>受取利息及び配当金 △ 2,197</p> <p>支払利息 111,505</p> <p>未収金の増減額 16,548</p> <p>未払金の増減額 △ 233</p> <p>たな卸資産の増減額 △ 2,464</p> <hr/> <p>小計 798,240</p> <p>利息及び配当金の受取額 2,197</p> <p>利息の支払額 △ 111,505</p> <p>未払（未収）消費税の増減額 △ 43,262</p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 645,670</p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>有形固定資産の取得による支出 △ 1,793,616</p> <p>無形固定資産の取得による支出 △ 9,005</p> <p>国庫補助金等による収入 329,173</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 1,473,448</p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 1,421,600</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 711,057</p> <p>他会計からの出資による収入 213,811</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー 924,354</p> <p>資金増減額 96,576</p> <p>資金期首残高 1,030,494</p> <hr/> <p>資金期末残高 1,127,070</p>
---	---

令和7年度 横手市水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土 地		857,651		
	ロ 立 木		412		
	ハ 建 物	3,334,201			
	減価償却累計額	<u>△ 1,410,378</u>	1,923,823		
	ニ 構 築 物	29,713,464			
	減価償却累計額	<u>△ 13,809,915</u>	15,903,549		
	ホ 機械及び装置	6,249,340			
	減価償却累計額	<u>△ 4,821,356</u>	1,427,984		
	ヘ 車 両 運 搬 具	40,888			
	減価償却累計額	<u>△ 28,470</u>	12,418		
	ト 工具、器具及び備品	421,368			
	減価償却累計額	<u>△ 369,954</u>	51,414		
	チ 建設仮勘定		<u>2,757,554</u>		
	有形固定資産合計			22,934,805	
	(2) 無形固定資産				
	イ ダム使用権		1,046,460		
	ロ 電話加入権		360		
	ハ 水 利 権		2,021		
	ニ ソフトウェア		<u>4,601</u>		
	無形固定資産合計			1,053,442	
	(3) 投資その他の資産				
	イ 投資有価証券		<u>200,000</u>		
	投資その他の資産合計			<u>200,000</u>	
	固 定 資 産 合 計				24,188,247
2	流 動 資 産				
	(1) 現金預金			1,127,070	
	(2) 未 収 金		204,797		
	貸倒引当金		<u>△ 1,486</u>	203,311	
	(3) 貯 蔵 品			<u>21,885</u>	
	流動資産合計				<u>1,352,266</u>
	資 産 合 計				<u><u>25,540,513</u></u>

		負債の部		
		千円	千円	千円
3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	10,149,908		
	企業債合計		<u>10,149,908</u>	
	固定負債合計			10,149,908
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	651,723		
	企業債合計		651,723	
	(2) 未払金		51,457	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	11,956		
	ロ 法定福利費引当金	2,409		
	引当金合計		14,365	
	(4) その他流動負債		<u>64,133</u>	
	流動負債合計			781,678
5	繰延収益			
	長期前受金		10,069,648	
	長期前受金収益化累計額		<u>△ 5,148,505</u>	
	繰延収益合計			4,921,143
	負債合計		<u><u>15,852,729</u></u>	
		資本の部		
6	資本金			9,439,667
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	50,472		
	ロ 国庫補助金	41,204		
	ハ 寄附金	25,856		
	ニ 工事負担金	51,439		
	ホ 保険差益	408		
	ヘ その他資本剰余金	31,200		
	資本剰余金合計		200,579	
	(2) 利益剰余金			
	イ 利益積立金	123,395		
	ロ 建設改良積立金	44,616		
	ハ 当年度未処理欠損金	120,473		
	利益剰余金合計		<u>47,538</u>	
	剰余金合計			248,117
	資本合計			<u>9,687,784</u>
	負債資本合計			<u><u>25,540,513</u></u>

令和7年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）説明資料

資本的支出

支 出 (単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 資本的支出			2,658,000	23,000	2,681,000	
1. 建設改良費			1,926,943	23,000	1,949,943	
	3. 施設統廃合推進事業費		1,007,604	23,000	1,030,604	
		委託料	18,000	23,000	41,000	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的債券 償却原価法（定額法）による。
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・主な耐用年数

建物	10年～65年
構築物	10年～60年
機械及び装置	8年～40年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	3年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法（ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法）
 - ・主な耐用年数

ダム使用権	55年
水利権	20年
施設利用権	20年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金
職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

5 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,805,457千円である。

III. その他の注記

1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として47,656千円を支給するため、賞与引当金11,956千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として37,005千円を支払いするため、法定福利費引当金2,409千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金820千円を使用する。

4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について

特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺(圧縮記帳)する方法(取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上)によっている。